

株式会社コスモスイニシア 入居（使用）申込申請書（個人）

▼申込者情報

申込者情報入力欄。名前、住所、電話、E-mail、生年月日、性別、配偶者、国籍、現住居、同居家族、転居理由、E-mail

職業・収入情報入力欄。申込者職業、年収、万円（税込）、同居人年収、万円（税込）、世帯年収、万円（税込）、現在賃料、万円（税込）、運転免許、有/無、運転免許証または運転経歴証明書番号

▼お勤め先情報・学生の場合は学校情報

お勤め先情報入力欄。名称、事業内容、勤務開始年月、住所、電話、従業員数

▼転勤・転職の場合：以前の勤務先内容 就職の場合：現在の学校内容

勤務先情報入力欄。名称、住所、電話、在籍年月

▼未成年・学生の方：ご実家または連絡先

連絡先情報入力欄。名前、生年月日、性別、住所、電話

▼年金・不動産等での収入の方

年金・不動産等での収入情報入力欄。1:年金、その他年金、5:利子・配当、6:不動産、4:その他、借入状況、住宅費用

▼借入状況

▼クレジットカード機能設定

クレジットカード機能設定入力欄。種類、3 JCB 年会費無料、取引目的、HeartOneネットアンサー WEB明細同時お申込

▼家財保険 ※住戸のみ※ 入居いただくお客さまには家財保険（借家人賠償責任特約付）にご加入いただきます。（都民住宅・公的融資物件を除く）

家財保険入力欄。貸主推奨保険、ネット申込、郵送申込、貸主推奨保険、郵送申込

申込者同意事項入力欄。◆私は別掲の「承諾事項」「個人情報のお取扱いについて」... ◆審査手続きに際してご自宅・携帯電話またはお勤め先に連絡させていただきます

自署

入居申込者 兼家賃保証サービス申込者 兼家財保険確認者

申込者情報入力欄。株式会社 エル・イー・オー、店舗、TEL 03-3813-6376、FAX 03-3813-6347、担当者、メール info@l-e-o.jp

申込日、契約開始、建物名称、区画番号、住所、解約立会日、内装UP日、専有面積、間取、付随契約、外部貸の場合チェック

区画制限、申込車種、敷金、賃料、礼金、鍵交換手数料、更新料、消費税込

▼入居者

入居者情報入力欄。利用目的、入居形態、入居者名、生年月日、性別、続柄、住所、電話、E-mail

▼緊急連絡先・使用者（駐車場・バイク）・母国連絡先（G T N）・連帯保証人

緊急連絡先、使用者、母国連絡先、連帯保証人入力欄。名前、生年月日、性別、続柄、住所、電話

物件No.、保証会社

費用内訳表。月費、CATV、その他、合計、初回月額総賃料、月額、継続時

申込後、保証会社より入居申込内容の各連絡先に確認の連絡をすることがございます。

大和ハウスフィナンシャル株式会社 HeartOne家賃保証サービス

にお申込みの場合、こちらの番号から連絡をすることがあります。

① 06-7709-**** ② 03-6688-****

保証会社の審査が承認されると、クレジットカードが発行・郵送されます

不動産賃貸借がご契約に至らない場合もクレジットカードが発行される場合があります。
解約をご希望の場合はご自身でお手続きをお願いします。

初回保証料以外に、月次保証料・継続保証料・現状回復保証料がかかります。

初回保証料：月額賃料等の40% 月次保証料：月額賃料の1%(毎月)
継続保証料：更新料の1%(更新時) 現状回復保証料：原状回復費用の1%(解約時)
※付随区画契約等で追加保証料が発生する場合、追加申込時点の保証料率が適用されます。

このたびはHeartOne家賃保証サービスをお申込みいただきまして、誠にありがとうございます。
入居後の賃料等および月額保証、更新時賃料に関しましては、HeartOneカードでのお支払いとなります。
以下の手順に従ってお手続きをお願いします。

①カードのお受け取り

カードはお申込みから1週間程度で、本申込に記載いただいた住所へ郵送いたしますので、必ずお受け取りください。

※クレジットカードの為、簡易書留（転送不要）での郵送となります。

※既にお引越しをされて、カードを受け取ることが出来ないお客さまは、お手数ですがカード再発行お手続きをいたしますので、以下お問い合わせ先までお電話ください。

※カード発行後6ヶ月を経過してもカードをお受け取りいただけない場合、カードを解約させていただきます。

その後の賃料等はコンビニ支払等カード以外の方法にてお支払いいただきますので、ご了承ください。

◆HeartOneCardに関するお問い合わせ先◆

HeartOneカードインフォメーションセンター

※オペレーター受付 9:00~17:00（1月1日休み） 東京 03-5996-1791 大阪 06-7709-8053

②WEB明細について

HeartOne家賃保証サービスお申込み時に、メールアドレスをご入力いただいたお客様は、原則として「HeartOneネットアンサー」「WEB明細」も同時にお申込みいただいております。

やむを得ない事情により紙のご利用明細をご希望される場合は、ご利用明細書発行手数料をご請求させていただきます。

紙のご利用明細書をご希望される場合は、HeartOneネットアンサーよりお手続きください。

③お引落口座の設定 ※お部屋のご契約者様名義の口座をご登録ください。

カードでのお支払にはお引落口座の設定が必要です。以下いずれかの方法により、お手続きください。

・HeartOneネットアンサーの「カード登録内容の確認・変更」にてお引落口座を設定する。

・カード発送時に同封する預金口座振替依頼書へお引落口座を記入し、通帳印をご捺印のうえ返信用封筒にて返送する。

※郵送でのお引落口座の設定にはお時間がかかりますので、速やかにご返送ください

【重要】

賃料等のご請求時に口座設定が完了していない場合、お客さまより大和ハウスフィナンシャル指定口座へお振込いただきます。

④保証内容確認書のご提出

保証内容確認書の内容をご確認いただき、ご署名の上ご提出いただきます。

申込時点より、追加・変更があった場合は、本確認書に追加・変更後の内容を記載いたしますので、ご確認のうえご署名ください。

◆HeartOne家賃保証サービスに関するお問い合わせ先◆

大和ハウスフィナンシャル株式会社 ※9:30~18:00（土日祝休）

06-6944-0900

年会費・入会費 永年無料

HeartOneカード

毎月の賃料等のお支払で
ポイントが貯まる、使える！

月額利用1,000円につき5円相当(1P)のポイントが貯まります。
貯まったポイントは、nanaco・WAON・楽天ポイントなどの
お好きな銘柄のポイントや、UCギフトを
始めとする多彩な商品と交換できます。

WEBカタログをチェック



「HeartOneカード」のご入会は、
入居申込み時にお手続きください。

家賃は毎月4日^{*}に自動引き落としとなります

例/5月家賃=翌月6月4日引落
^{*}金融機関休業日の場合は翌営業日

「ハートワンカード」発行までの流れ

カード
会社

申込の内容をもとに所定の審査をします。

- ※ 審査過程でお勤め先や親権者の方(未成年の場合)に、お電話にて確認を取らせていただく場合がございます。確認がとれない場合は、通常より審査に時間を要します。あらかじめご了承ください。
- ※ 審査によってはカードの発行ができない場合がございます。
- ※ 貸主の入居審査に関わらずカードが発行されますので、ご了承ください。

カード
会社

申込の現住所宛に「簡易書留」で
HeartOneカードを発送します(カード審査OKから7~10日程度)。

- ※ カードお届け時にご不在の場合は、郵便局の不在票が入りますのでお早めにご連絡をお願いいたします。
- ※ 既に新居に引越し済みの場合は、HeartOneカードインフォメーションセンターまでご連絡ください。

お客様

カードがお手元に到着しましたら、以下対応をお願いします。
詳細はカード送付時に同封しているご案内チラシをご確認ください。

- 1 カードお引落口座の設定
- 2 住所変更のお手続き
- 3 暗証番号のお手続き ※必要な場合のみご変更ください
※ 暗証番号変更の場合はカードが再発行されますので、お手元のカードは破棄してください。
カード番号等の表示は同じため、お間違えの無いようご注意ください。

※ HeartOne家賃保証サービスお申込み時に、「HeartOneネット ANSWER」「WEB明細」にも原則同時にお申込みいただいております(HeartOne家賃保証サービス申込書にメールアドレスを必ずご記入ください)。但し、やむを得ない事情により紙のご利用明細をご希望される場合は、ご利用明細発行手数料をご請求させていただきます。

〈 カードに関するお問合せ 〉 HeartOneカードインフォメーションセンター
東京 03-5996-1791 / 大阪 06-7709-8053※9:00~17:00 1/1休み



日本貸金業協会会員 第001319号

貸金業者登録番号近畿財務局長(6)第00803号 貸し付け条件の確認をし、借りすぎに注意しましょう。

当社が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関の名称

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター TEL 0570-051-051(受付時間9:00~17:00/休:土・日・祝日、年末年始)

大和ハウスフィナンシャル

Daiwa House Group

20250127

EF-48-202202_2

個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項

申込者(以下契約成立により申込者が会員となった場合を総称して「会員」という)は、本同意条項及び今回お申込される取引の規約等に同意します。

第1条(個人情報の収集・保有・利用、預託)

(1)会員は、今回のお申し込みを含む大和ハウスフィナンシャル株式会社(以下「当社」という)との各種取引(以下「各取引」という)の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」という)を当社所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。

- ①各取引所定の申し込み時もしくは各取引において、会員が申込書に記載し、もしくは当社所定の方法により届け出た会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、その他の連絡先情報(Eメールアドレス、SNSアカウントその他インターネット上の連絡先を含む。)、職業、勤務先、家族構成、住居状況、取引目的等の事項及び当社が会員に付与したハートワンポイントに関する事項
- ②各取引に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払回数、決済口座情報等のご利用状況及び契約内容に関する情報
- ③各取引に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況等各取引に関する客観的事実に基づく情報
- ④会員が申告した資産、負債、収入等、個人の経済状況に関する情報
- ⑤犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき会員の運転免許証、パスポート等によって本人確認を行った際に収集した情報
- ⑥会員の来店、問い合わせ、当社との連絡時における申し出等により、与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において当社が知り得た情報(映像・通話情報を含む)
- ⑦各取引の規約等に基づき当社が住民票の写し等公的機関が発行する書類を取得した場合には、その際に収集した情報(公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①～③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。)
- ⑧会員の源泉徴収票・所得証明等によって、収入の確認を行った場合には、その際に収集した情報
- ⑨オンラインショッピング利用時の取引に関する事項(氏名、Eメールアドレス、配送先等を含む。)、ネットワークに関する事項、端末の利用環境に関する事項その他の本人認証に関して取得する情報
- ⑩インターネット、官報、電話帳等において一般に公開されている情報のうち、当社が会員に関する情報と判断したもの(会員情報を用いた検索結果、調査結果等を含む)

(2)当社が各取引に関する与信、管理、その他の業務の一部又は全部を、当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報を当該委託先企業に提供し、当該委託先企業が受託の目的に限って利用する場合があります。

なお、与信後の管理業務の一部についての委託先企業は以下のとおりです。

セゾン債権回収株式会社

第2条(第1条以外での個人情報の利用)

(1)会員は、第1条(1)に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第1条(1)①②③④⑥⑩の個人情報を利用することに同意します。

- ①当社のクレジット関連事業及び金融サービス事業(それらに付随して提供するサービスを含む)並びにその他当社の事業におけるサービス提供、宣伝物・印刷物の送付、電話・メール・SNSでのメッセージその他インターネット上の連絡等による営業案内、関連するアフターサービス
- ②大和ハウスグループ各社及び業務提携先から受託して行う当該第三者の宣伝物・印刷物の送付、電話・メール・SNSでのメッセージその他インターネット上の連絡等による営業案内
- ③当社のクレジット関連事業及び金融サービス事業(それらに付随して提供するサービスを含む)並びにその他当社の事業における市場調査、商品開発

※当社の具体的な事業内容は、下記の当社ホームページに常時掲載しております。

当社ホームページアドレス<https://www.daiwahousefinancial.co.jp/>

(2)会員は、前項①②の利用について、停止のお申し出ができます。ただし、各取引の規約等に基づき当社が送付する請求書等に記載される営業案内及びその同封物は除きます。

第3条(個人情報の共同利用)

(1)会員は、第1条(1)①の個人情報を、当社と大和ハウス工業株式会社及び大和ハウスグループ各社(以下これらを総称して「共同利用者」という)が以下の目的で共同利用することに同意します。

- [利用目的]
- ①共同利用者のクレジット関連事業・金融サービス事業・住宅事業・リフォーム事業・集合住宅事業・マンション事業・商業店舗開発建築事業・不動産分譲事業・不動産仲介事業・ホテル事業・小売事業・フィットネス事業・運輸事業・リース事業等におけるサービス提供、宣伝物・印刷物の送付等の営業案内、関連するアフターサービスの提供
 - ②①の共同利用者各事業における市場調査、商品開発並びに共同利用者のグループ企業全体としての市場調査並びにグループ企業全体としての販売促進

※なお、共同利用者名及び共同利用者の具体的事業内容については、下記のホームページにて常時掲載しております。

大和ハウス工業株式会社ホームページアドレス<https://www.daiwahouse.co.jp/>

大和ハウスグループホームページアドレス<https://www.daiwahouse.co.jp/about/company/>

[当該個人情報の管理について責任を有する者の名称]

名称 大和ハウスフィナンシャル株式会社

住所・代表者名 下記の当社ホームページに常時掲載しております。

当社ホームページアドレス<https://www.daiwahousefinancial.co.jp/>

(2)会員は、当社に対して前項の個人情報の共同利用について、停止のお申し出ができます。

(3)共同利用者が保有する会員の個人情報に関するお問い合わせや、開示・訂正・削除のお申し出にしましては、下記第7条(問い合わせ窓口)記載の当社問い合わせ窓口までお願いします。

第4条(個人信用情報機関への登録・利用)

- (1)会員の支払能力・返済能力の調査のために、当社が加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者をいい、以下「加盟個人信用情報機関」という)及び加盟個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関(以下「提携個人信用情報機関」という)に照会し、会員及び会員の配偶者の個人情報が登録されている場合には、それを利用することに同意します。
- (2)会員に係る本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、(3)に定めるとおり加盟個人信用情報機関に登録され、加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関の加盟会員により、会員の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。
- (3)加盟個人信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、登録情報、及び登録期間は下記の通りです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し登録・利用する場合は別途書面により通知し同意を得るものとします。

株式会社シー・アイ・シー(CIC) (割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

お問い合わせ先 0120-810-414

ホームページアドレス <https://www.cic.co.jp/>

登録情報

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報等、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量・回数・期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報

登録期間

- ①本契約に係る申込みをした事実は当社が(株)シー・アイ・シーに照会した日から6ヶ月間
 - ②本契約に係る客観的な取引事実は契約期間中及び契約終了後5年以内
 - ③債務の支払いを延滞した事実は契約期間中及び契約終了後5年以内
- ※(株)シー・アイ・シー(CIC)の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

株式会社日本信用情報機構(JICC) (貸金業法に基づく指定信用情報機関)

お問い合わせ先 0570-055-955

ホームページアドレス <https://www.jicc.co.jp/>

登録情報

本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名及びその数量等、支払回数等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、延滞解消等)、取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等)

登録期間

- ①本契約にかかる申込みをした事実は、当社が(株)日本信用情報機構に照会した日から6ヶ月以内
 - ②本人を特定するための情報は、契約内容等に関する情報が登録されている期間
 - ③契約内容及び返済状況に関する情報は、契約継続中及び契約終了後5年以内
 - ④取引事実に関する情報は、契約継続中及び契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)
- ※(株)日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

- (4)提携個人信用情報機関は、下記の通りです。

全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

お問い合わせ先03-3214-5020

ホームページアドレス<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は上記の同社のホームページをご覧ください。

第5条(個人情報の開示・訂正・削除)

- (1)会員は、当社及び加盟個人信用情報機関並びに提携個人信用情報機関に対して、下記のとおり自己に関する会員の個人情報の開示請求ができます。
- ①当社に開示を求める場合には、下記第7条(問い合わせ窓口)記載の当社問い合わせ窓口にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。
 - ②加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関に開示を求める場合には、第4条(個人信用情報機関への登録・利用)記載の各個人信用情報機関にご連絡ください。
- (2)万一当社の保有する会員の個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第6条(本同意条項に不同意の場合)

当社は会員が各取引のお申し込みに必要な記載事項(各取引の申込書で会員が記載すべき事項)の記載をされない場合及び本同意条項の全部又は一部を承認できない場合、各取引のお申し込みをお断りしたり、各取引を終了させることがあります。ただし、第2条(1)①②又は第3条(1)に同意しないことを理由に各取引のお申し込みをお断りしたり、各取引を終了させることはありません。

第7条(問い合わせ窓口)

当社の保有する会員の個人情報に関するお問い合わせや、開示・訂正・削除の申し出、第2条(1)①②及び第3条(1)の営業目的での利用の停止、その他ご意見のお申し出に関しましては、下記の当社問い合わせ窓口までお願いします。

【郵便番号・住所】〒165-8555 東京都中野区江原町1-13-22

【センターの名称】HeartOneカードインフォメーションセンター

(業務委託会社 株式会社クレディセゾン)

【電話番号】東京 03-5996-1791 / 大阪 06-7709-8053

第8条(契約の不成立及び終了後の個人情報の利用)

(1)各取引の契約が不成立の場合にも、その不成立の理由の如何を問わず、当該各取引の申込み・契約をした事実、及び第1条(1)に基づき当社が取得した個人情報は以下の目的で利用されますが、それ以外に利用されません。

①会員との各取引(新たなお申込みを含む)に関して、当社が与信目的とする利用

②第4条(2)に基づく加盟個人情報情報機関への登録

(2)各取引が終了した場合であっても、第1条(1)に基づき当社が取得した個人情報は、前項①に定める目的及び開示請求等に必要な範囲で、法令等又は当社所定の期間保有し、利用します。

(3)第1項②は、加盟個人情報情報機関及び提携個人情報情報機関の加盟会員により、会員の支払能力に関する調査のために利用されます。

第9条(合意管轄裁判所)

会員と当社の間で個人情報について、訴訟の必要が生じた場合は、会員の住所地又は当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所といたします。

第10条(条項の変更)

本同意条項は当社所定の手続きにより変更することができます。

第11条(提携クレジットカードの特則)

(1)会員は、各取引が、当社が第三者(以下「提携先」という)と提携して発行するクレジットカード(以下「提携カード」という)に係る契約の場合には、当社は本同意条項に基づき、提携先は「提携企業の個人情報取扱い(収集・保有・利用)に関する同意条項」に基づき、各々当該会員の個人情報を個別に収集・利用することに同意します。なお、会員が第1条(1)の個人情報の変更を当社又は提携先のいずれかに届け出たときも同様とします。

(2)会員は、各取引に関する審査結果を当社から提携先へ通知することをあらかじめ同意します。

■個人情報保護管理者

当社では個人情報の保護を推進する管理責任者として、個人情報管理総責任者(管理部門担当役員)を設置しております。

提携企業の個人情報取扱い(収集・保有・利用)に関する同意条項

第1条(適用)

本同意条項は、申込者(以下契約成立により申込者が会員となった場合を総称して「会員」という)が申込書表記の企業(以下「提携企業」という)が大和ハウスフィナンシャル株式会社(以下「当社」という)と提携して発行するクレジットカード(以下「提携カード」という)の申込みを行う場合に適用します。

第2条(同意)

会員は提携企業が独自に下記の個人情報を下記の目的のために、収集・保有・利用することに同意します。

[収集・保有・利用する個人情報]

○提携カード申込書に会員が記載した会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス、職業、勤務先、家族構成、住居状況及び申込書以外で会員が提携企業に届け出た事項

○提携企業における提携カード利用に関する契約日、商品名、契約額、支払回数

[利用目的]

○提携企業の提供する提携カードの機能・サービス及びその他提携企業の事業に関する、サービス提供、宣伝物・印刷物の送付、電話等による営業案内、関連するアフターサービス

○提携企業の提供する提携カードの機能・サービス及びその他提携企業の事業に関する、市場調査、商品開発

※提携企業の具体的な事業内容は提携企業ホームページ又は当社ホームページ(<https://www.daiwahousefinancial.co.jp/>)等に常時掲載しております。

第3条(提携企業との同意事項の適用)

提携企業と会員との間で会員の個人情報を収集・利用することにつき別途同意がある場合で、当該同意事項と本同意条項の内容が相違するときは、提携企業との同意事項が適用されます。

HeartOne カード規約

個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項

申込者（以下契約成立により申込者が会員となった場合を総称して「会員」という）は、本同意条項及び今回お申し込みされる取引の規約等に同意します。

第 1 条（個人情報の収集・保有・利用、預託）

(1) 会員は、今回のお申し込みを含む大和ハウスフィナンシャル株式会社（以下「当社」という）との各種取引（以下「各取引」という）の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社所定の保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。

①各取引所定のお申し込み時もしくは各取引において、会員が申込書に記載し、もしくは当社所定の方法により届け出た会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、その他の連絡先情報（E メールアドレス、SNS アカウントその他インターネット上の連絡先を含む。）、職業、勤務先、家族構成、住居状況、取引目的等の事項及び当社が会員に付与したハートワンポイントに関する事項

②各取引に関する契約の種類、お申し込み日、契約日、商品名、契約額、支払回数、決済口座情報等のご利用状況及び契約内容に関する情報

③各取引に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況等各取引に関する客観的事実に基づく情報

④会員が申告した資産、負債、収入等、個人の経済状況に関する情報

⑤犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき会員の運転免許証、パスポート等によって本人確認を行った際に収集した情報

⑥会員の来店、問い合わせ、当社との連絡時におけるお申し出等により、与信判断や債権回収その他の与信後の管理の過程において当社が知り得た情報（映像・通話情報を含む）

⑦各取引の規約等に基づき当社が住民票の写し等公的機関が発行する書類を取得した場合には、その際に収集した情報（公的機関に当該書類の交付を申請するに際し、法令等に基づき、①～③のうち必要な情報が公的機関に開示される場合があります。）

⑧会員の源泉徴収票・所得証明等によって、収入の確認を行った場合には、その際に収集した情報

⑨オンラインショッピング利用時の取引に関する事項（氏名、E メールアドレス、配送先等を含む。）、ネットワークに関する事項、端末の利用環境に関する事項その他の本人認証に関して取得する情報

⑩インターネット、官報、電話帳等において一般に公開されている情報のうち、当社が会員に関する情報と判断したもの（会員情報を用いた検索結果、調査結果等を含む）

(2) 当社が各取引に関する与信、管理、その他の業務の一部又は全部を、当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1) により収集した個人情報を当該委託先企業に提供し、当該委託先企業が受託の目的に限って利用する場合があります。

なお、与信後の管理業務の一部についての委託先企業は以下のとおりです。

セゾン債権回収株式会社

第 2 条（第 1 条以外での個人情報の利用）

(1) 会員は、第 1 条 (1) に定める利用目的のほか、当社が下記の目的のために第 1 条 (1) ①②③④⑥⑩の個人情報を利用することに同意します。

①当社のクレジット関連事業及び金融サービス事業（それらに付随して提供するサービスを含む）並びにその他当社の事業におけるサービス提供、宣伝物・印刷物の送付、電話・メール・SNS でのメッセージその他インターネット上の連絡等による営業案内、関連するアフターサービス

②大和ハウスグループ各社及び業務提携先から受託して行う当該第三者の宣伝物・印刷物の送付、電話・メール・SNS でのメッセージその他インターネット上の連絡等による営業案内

③当社のクレジット関連事業及び金融サービス事業（それらに付随して提供するサービスを含む）並びにその他当社の事業における市場調査、商品開発
※当社の具体的な事業内容は、下記の当社ホームページに常時掲載しております。
当社ホームページアドレス <https://www.daiwahousefinancial.co.jp/>

(2) 会員は、前項①②の利用について、停止のお申し出ができます。ただし、各取引の規約等に基づき当社が送付する請求書等に記載される営業案内及びその同封物は除きます。

第 3 条（個人情報の共同利用）

(1) 会員は、第 1 条 (1) ①の個人情報を、当社と大和ハウス工業株式会社及び大和ハウスグループ各社（以下これらを総称して「共同利用者」という）が以下の目的で共同利用することに同意します。

[利用目的]

①共同利用者のクレジット関連事業・金融サービス事業・住宅事業・リフォーム事業・集合住宅事業・マンション事業・商業店舗開発建築事業・不動産分譲事業・不動産仲介事業・ホテル事業・小売事業・フィットネス事業・運輸事業・リース事業等におけるサービス提供、宣伝物・印刷物の送付等の営業案内、関連するアフターサービスの提供

②①の共同利用者各事業における市場調査、商品開発並びに共同利用者のグループ企業全体としての市場調査並びにグループ企業全体としての販売促進
※なお、共同利用者名及び共同利用者の具体的な事業内容については、下記のホームページにて常時掲載しております。

大和ハウス工業株式会社ホームページアドレス <https://www.daiwahouse.co.jp/>

大和ハウスグループホームページアドレス <https://www.daiwahouse.co.jp/about/company/>

[当該個人情報の管理について責任を有する者の名称]

名称 大和ハウスフィナンシャル株式会社

住所・代表者名 下記の当社ホームページに常時掲載しております。

当社ホームページアドレス <https://www.daiwahousefinancial.co.jp/>

(2) 会員は、当社に対して前項の個人情報の共同利用について、停止のお申し出ができます。

(3) 共同利用者が保有する会員の個人情報に関するお問い合わせや、開示・訂正・削除のお申し出に関しましては、下記第 7 条（問い合わせ窓口）記載の当社問い合わせ窓口までお願いします。

第 4 条（個人信用情報機関への登録・利用）

(1) 会員の支払能力・返済能力の調査のために、当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者をいい、以下「加盟個人信用情報機関」という）及び加盟個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携個人信用情報機関」という）に照会し、会員及び会員の配偶者の個人情報が登録されている場合には、それを利用することに同意します。

(2) 会員に係る本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、(3)に定めるとおり加盟個人信用情報機関に登録され、加盟個人信用情報機関及び提携個人信用情報機関の加盟会員により、会員の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

(3) 加盟個人信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号、登録情報、及び登録期間は下記の通りです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し登録・利用する場合は別途書面により通知し同意を得るものとします。

株式会社シー・アイ・シー（CIC）

（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）

〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階

お問い合わせ先 0120-810-414 ホームページアドレス <https://www.cic.co.jp/>

登録情報

氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報等、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量・回数・期間、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報

登録期間

①本契約に係るお申し込みをした事実は当社が(株)シー・アイ・シーに照会した日から 6 ヶ月間

②本契約に係る客観的な取引事実は契約期間中及び契約終了後 5 年以内

③債務の支払いを延滞した事実は契約期間中及び契約終了後 5 年以内

※(株)シー・アイ・シー（CIC）の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

株式会社日本信用情報機構（JICC）（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

お問い合わせ先 0570-055-955 ホームページアドレス <https://www.jicc.co.jp/>

登録情報

本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名及びその数量等、支払回数等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、延滞解消等）、取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）

登録期間

①本契約にかかるお申し込みをした事実は、当社が(株)日本信用情報機構に照会した日から 6 ヶ月以内

②本人を特定するための情報は、契約内容等に関する情報が登録されている期間

③契約内容及び返済状況に関する情報は、契約継続中及び契約終了後 5 年以内

④取引事実に関する情報は、契約継続中及び契約終了後 5 年以内（ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から 1 年以内）
※(株)日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

(4) 提携個人信用情報機関は、下記の通りです。

全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1－3－1

お問い合わせ先 03-3214-5020 ホームページアドレス <https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は上記の同社のホームページをご覧ください。

第 5 条（個人情報の開示・訂正・削除）

(1) 会員は、当社及び加盟個人情報情報機関並びに提携個人情報情報機関に対して、下記のとおり自己に関する会員の個人情報の開示請求ができます。

①当社に開示を求める場合には、下記第 7 条（問い合わせ窓口）記載の当社問い合わせ窓口にご連絡ください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、

必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。

②加盟個人情報情報機関及び提携個人情報情報機関に開示を求める場合には、第 4 条（個人情報情報機関への登録・利用）記載の各個人情報情報機関にご連絡ください。

(2) 万一当社の保有する会員の個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第 6 条（本同意条項に不同意の場合）

当社は会員が各取引のお申し込みに必要な記載事項（各取引の申込書で会員が記載すべき事項）の記載をされない場合及び本同意条項の全部又は一部を承認できない場合、各取引のお申し込みをお断りしたり、各取引を終了させることがあります。ただし、第 2 条 (1) ①②又は第 3 条 (1) に同意しないことを理由に各取引のお申し込みをお断りしたり、各取引を終了させることはありません。

第 7 条（問い合わせ窓口）

当社の保有する会員の個人情報に関するお問い合わせや、開示・訂正・削除の申し出、第 2 条(1)①②及び第 3 条(1)の営業目的での利用の停止、その他ご意見のお申し出に関しましては、下記の当社問い合わせ窓口までお願いします。

【郵便番号・住所】 〒 165-8555 東京都中野区江原町 1-13-22

【センターの名称】 HeartOne カードインフォメーションセンター

（業務委託会社 株式会社クレディセゾン）

【電話番号】 東京 03-5996-1791 /大阪 06-7709-8053

第 8 条（契約の不成立及び終了後の個人情報の利用）

(1) 各取引の契約が不成立の場合にも、その不成立の理由の如何を問わず、当該各取引のお申し込み・契約をした事実、及び第 1 条(1)に基づき当社が取得した個人情報は以下の目的で利用されますが、それ以外に利用されません。

①会員との各取引（新たなお申し込みを含む）に関して、当社が与信目的とする利用

②第 4 条(2)に基づく加盟個人情報情報機関への登録

(2) 各取引が終了した場合であっても、第 1 条(1)に基づき当社が取得した個人情報は、前項①に定める目的及び開示請求等に必要な範囲で、法令等又は当社所定の期間保有し、利用します。

(3) 第 1 項②は、加盟個人情報情報機関及び提携個人情報情報機関の加盟会員により、会員の支払能力に関する調査のために利用されます。

第 9 条（合意管轄裁判所）

会員と当社の間で個人情報について、訴訟の必要が生じた場合は、会員の住所地又は当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所といたします。

第 10 条（条項の変更）

本同意条項は当社所定の手続きにより変更することができます。

第 11 条（提携クレジットカードの特則）

(1) 会員は、各取引が、当社が第三者（以下「提携先」という）と提携して発行するクレジットカード（以下「提携カード」という）に係る契約の場合には、当社は本同意条項に基づき、提携先は「提携企業の個人情報取扱い（収集・保有・利用）に関する同意条項」に基づき、各々当該会員の個人情報を個別に収集・利用することに同意します。なお、会員が第 1 条(1)の個人情報の変更を当社又は提携先のいずれかに届け出たときも同様とします。

(2) 会員は、各取引に関する審査結果を当社から提携先へ通知することをあらかじめ同意します。

■個人情報保護管理者

当社では個人情報の保護を推進する管理責任者として、個人情報管理総責任者（管理部門担当役員）を設置しております。

提携企業の個人情報取扱い（収集・保有・利用）に関する同意条項

第 1 条（適用）

本同意条項は、申込者（以下契約成立により申込者が会員となった場合を総称して「会員」という）が申込書表記の企業（以下「提携企業」という）が大和ハウスフィナンシャル株式会社（以下「当社」という）と提携して発行するクレジットカード（以下「提携カード」という）のお申し込みを行う場

合に適用します。

第 2 条（同意）

会員は提携企業が独自に下記の個人情報を下記の目的のために、収集・保有・利用することに同意します。

[収集・保有・利用する個人情報]

○提携カード申込書に会員が記載した会員の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、E メールアドレス、職業、勤務先、家族構成、住居状況及び申込書以外で会員が提携企業に届け出た事項

○提携企業における提携カード利用に関する契約日、商品名、契約額、支払回数

[利用目的]

○提携企業の提供する提携カードの機能・サービス及びその他提携企業の事業に関する、サービス提供、宣伝物・印刷物の送付、電話等による営業案内、関連するアフターサービス

○提携企業の提供する提携カードの機能・サービス及びその他提携企業の事業に関する、市場調査、商品開発

※提携企業の具体的な事業内容は提携企業ホームページ又は当社ホームページ (https://www.daiwahousefinancial.co.jp/) 等に常時掲載しております。

第 3 条（提携企業との同意事項の適用）

提携企業と会員との間で会員の個人情報を収集・利用することにつき別途同意がある場合で、当該同意事項と本同意条項の内容が相違するときは、提携企業との同意事項が適用されます。

【HeartOne カードお申し込みにあたってのご留意事項】

1. お申し込み可能な方

HeartOne カードは 18 才以上で連絡可能な方で、当社の提携する金融機関に決済口座をお持ちの方に限りお申し込みいただけます。

HeartOne カードはクレジットカードの性格上カード券面に表示された会員本人に限り利用できるものとします。

お客様からのお申込み受付後、所定の入会審査をさせていただき、カード発行のお手続きをとらせていただきます。

審査によりお申込みの意にそえない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

※取扱い金融機関一覧表（令和 2 年 12 月 1 日現在）

●全国都市銀行 左記金融機関は全てお取扱いできます。

●全地方銀行 左記金融機関は全てお取扱いできます。

●全第二地銀 左記金融機関は全てお取扱いできます。

●全信用金庫 左記金融機関は全てお取扱いできます。

●全労働金庫 左記金融機関は全てお取扱いできます。

●商工組合中央金庫 左記金融機関は全てお取扱いできます。

●信託銀行：一部お取扱いできない信託銀行がございます。

●信用組合：一部お取扱いできない信用組合がございます。

●農協：口座振替を行っている 47 都道府県の信連および農協

●漁協：口座振替を行っている 35 都道府県の信漁連および漁協

●証券会社：マネックス証券

●その他：ゆうちょ銀行 あおぞら銀行 新生銀行 SMBC 信託銀行 セブン銀行 イオン銀行 au じぶん銀行 楽天銀行 住信 SBI ネット銀行 ソニー銀行

ジャパンネット銀行 GMO あおぞらネット銀行

※セブン銀行、au じぶん銀行、楽天銀行、住信 SBI ネット銀行については、当社へ預金口座振替依頼書を提出後、別途、銀行 WEB サイトにログインしてお手続きいただく必要がございます。

※一部金融機関につきましては、別途、各金融機関でのお手続きが必要な場合がございます。

2. カードの年会費・利用可能枠

HeartOne カードの入会金及び年会費は無料です。※ 1 カードのご利用可能枠につきましては、カードの発行時にご案内いたします。

（※ 1：一部を除くアメリカン・エクスプレス・カードは有料です。）

「ショッピングご利用可能枠」は割賦販売法に基づき算出した「支払可能見込額」の 90%以内かつ当社の基準によりお客様毎に設定され、その範囲内でカード毎のご利用可能枠が設定されます。

つきましては、既に当社発行の他のクレジットカードをお持ちの場合、当該カードの「ショッピングご利用可能枠」も合わせて見直しさせていただきます。

「キャッシングご利用可能枠」は貸金業法に基づき、他の貸金業者のご利用残高と合算して年収の 3 分の 1 以内とさせていただきます。

また、当社のキャッシングご利用可能枠と当社のご利用残高の合算が 50 万円を超える場合及び当社のキャッシングご利用可能枠と他の貸金業者でのご利用残高の合算が 100 万円を超える場合は、所得証明書類（コピー）のご提出をお願いしております。

さらに、18 歳、19 歳のキャッシングご利用可能枠の設定については、ご利用可能枠に関わらず、所得証明書類（コピー）のご提出をお願いしております。

当社発行のクレジットカードをお持ちの場合、今回のカード発行に関する審査の結果、現在の「キャッシングご利用可能枠」が引き下がる場合がございます。

HeartOne カード規約（全カード共有）

第 1 章（カードの発行）

第 1 条（カードの発行）

- 本規約を承認して、HeartOne カード（以下「カード」という）利用のお申し込みをされた方であって、大和ハウスフィナンシャル株式会社（以下「当社」という）が、カード利用を承諾した方（以下「本会員」という）に対し、当社は、カードを発行します。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。
- 当社は、本会員が予め指定したご家族のうち、本会員が本規約に基づき生ずる当社に対する一切の責任を負うことを承認の上当社に家族カード利用のお申し込みをされ、当社がご利用を承諾した方（以下「家族会員」といい、本会員と総称して「会員」という）に家族カードを発行いたします。本会員は、家族会員に本規約を遵守させる義務を負うものとします。
- 家族カードを発行することができるカードは、当社が指定します。

第 2 条（カードの貸与）

- カードの券面には、会員の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード（カード表面（4 桁）又はカード裏面（3 桁）に印字される数値をいう）等（以下総称して「カード情報」という）が表示されています。カードは、当社が所有権を有し、当社が会員に貸与するものです。また、カード番号は、当社が指定の上会員が利用できるようにしたものです。会員は、善良なる管理者の注意をもってカード及びカード情報を管理し、利用するものとします。また会員は、カードを破壊、分解等又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行わないものとします。なお、当社は、当社が必要と認めたときは、カードを無効化の上カードの再発行手続を行い、カード番号を変更することができるものとします。
- カード及びカード情報は、会員本人に限って利用できるものであり、会員は、カードを貸与、預託、譲渡、又は質入その他の担保利用などを行うことはできません。また、カード情報を会員以外の者に使用させたり提供したりすることもできません。第 6 条（保険及び電話サービス等にかかる代金等のお支払）(1)その他の場合におけるカード情報の預託は、会員が行うものであり、その責任は本会員の負担とします。
- 会員は、カードの受取後、直ちに、カードの所定欄に署名を行います。
- 会員が本人以外にカードもしくはカード情報を利用させ又はカードもしくはカード情報が他人に利用されたことによる損害は、本会員のご負担となります。ただし、カード又はカード情報の管理状況等を踏まえて会員に故意又は過失がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。

第 3 条（有効期限）

- カードの有効期限は、当社が定めます。
- (1)の有効期限までに特に本会員からのお申し出がなく、当社が引き続き会員として認めた方に新しい有効期限のカードを送付いたします。ただし、当社が必要と認め、本会員に通知したときは、カードの有効期限を繰り上げることができるものとします。
- 本会員は、有効期限経過後のカードを自らの責任において直ちに切断・破棄するものとします。また、カードの有効期限内におけるカード利用によるカード利用代金のお支払いについては、有効期限経過後といえども、本規約を適用するものとします。

第 4 条（暗証番号）

- 会員は、カードの暗証番号を当社に届け出るものとします。暗証番号は、生年月日・電話番号等他人に容易に推測される番号を避けるとともに、会員は、暗証番号を本人以外に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- 会員が、本人以外に暗証番号を知らせ、又は暗証番号が本人以外に知られた場合、これによって生じた損害は、本会員のご負担となります。ただし、暗証番号の管理状況等を踏まえて会員に故意又は過失がないと当社が認めた場合は、この限りではありません。
- 会員から暗証番号の届出がない場合には、当社所定の暗証番号を登録する場合があります。

第 2 章（カードによる商品購入等）

第 5 条（カードのご利用）

- 会員は、当社が提携する株式会社クレディセゾン（以下「セゾン」という）及びセゾンが提携するクレジットカードネットワーク等により利用可能な店舗・施設・売場等（以下「加盟店」という）で、カードを提示するとともに、暗証番号を入力すること又は伝票等に署名することにより、商品・権利の購入又はサービスの提供（商品・権利・サービスを以下「商品等」といい、当社が提供するものも含む）を受けることができます（以下「商品購入」という）。ただし、一部カードのご利用ができない商品等もあります。なお、会員は、当社に対し、加盟店への立替払いを委任し、商品等の購入を取り消し代金精算される際には当社の定める方法でお手続きいただくことを予め承認いただきます。

- (1)の規定にかかわらず、セゾンが指定する加盟店においては、立替払いではなく、当社がセゾンを通じて加盟店から商品購入代金債権を譲り受けることを予め承諾いただきます。ただし、取消しについては、(1)を適用いたします。なお、会員は、第 11 条(1)に該当する場合を除いて、カード利用により生じた商品購入代金債権について、加盟店に有する一切の抗弁権を主張しないことを、当該ご利用の都度、当該ご利用をもって承認するものとします。
- セゾンが認める加盟店又は商品等については、(1)に定める暗証番号の入力もしくは伝票等への署名を省略すること、又はカードの提示に代えてカード情報を通知する方法等により、商品購入できるものとします。
- カードのご利用に際して、商品等の内容等によっては当社の承認が必要となります。この場合、加盟店が当社にカード利用に関する確認を行います。確認の内容によっては、当社は、カードのご利用をお断りする場合があります。会員は、換金又は違法な取引を目的とするカードのご利用はできません。また、現在、通用力を有する紙幣・貨幣（記念通貨を除く。）の購入を目的とするカードのご利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、カードのご利用を制限させていただく場合があります。
- カードのご利用可能枠は、本会員からのご利用希望枠を参考に当社が決定した額までとします。ただし、法令に基づく場合その他当社が必要と認めた場合には変更し、又はご利用を停止いたします。また、当社が認めた場合を除き、ご利用可能枠を超えたご利用はできません。なお、会員は、ご利用可能枠を超えたご利用について、第 7 条(2)②に定める 1 回払いを指定したものと同様に取り扱われることを承認します。
- カードを 2 枚以上お持ちの場合には、各カード毎に定められたご利用可能枠のうち、最も高い額を会員のご利用可能な上限額とします。ただし、それぞれのカードのご利用可能枠は、各カードに定められた額とします。

第 6 条（保険及び電話サービス等にかかる代金等のお支払）

- インターネット接続、保険、電気・ガス・水道利用等継続的サービスの事業提供者(以下継続的サービス事業提供者」という)とのお取引（以下「サービス契約」という）に係る継続的サービス利用代金のお支払にカードをご利用される場合、本会員は、会員がカード情報を継続的サービス事業提供者に預託するものであり、その責任は、本会員の負担となること及び当社が会員のために当該継続的サービス事業提供者に対して支払うことを承認の上、第 7 条（弁済金等の支払方法等）により当社へお支払いいただきます。
- カードでの継続的なお支払を中止される場合は、カード解約の有無にかかわらずその旨継続的サービス事業提供者の定めた方法で継続的サービス事業提供者にお申し出をし、承諾を得ていただきます。
- カード情報が変更された場合は、会員において継続的サービス事業提供者に当該変更の旨をお申し出ていただきます。なお、この場合に、当社からカード情報の変更を継続的サービス事業提供者に通知することがあります。
- 会員又はカード解約された元会員（以下「会員等」という）が(2)の継続的サービス事業提供者からの承諾を得ないために発生したご利用代金の請求に対し、当社が継続的サービス事業提供者に支払を行ったときにも、会員等にはそのご利用代金を第 7 条(1)によりお支払いいただきます。
- カードが解約又は利用停止となった場合は、当社は、継続的サービス事業提供者に対するご利用代金の支払を中止できます。この場合に当該サービス契約が解約となっても、当社は、責任を負いません。なお、会員等が当該サービス契約の継続を希望される場合は、直接継続的サービス事業提供者との間でお手続きいただきます。
- 会員には、各サービス契約お申し込みの条件、本規約等の諸条項を守っていただきます。

第 7 条（弁済金等の支払方法等）

- 商品購入代金の支払方法及び支払金額は、以下のとおりとします。
 - お支払は、本会員が預金口座振替依頼書等で指定し当社が認めた金融機関口座からの自動振替とします。
 - 支払金額は商品購入代金を毎月 10 日（以下「利用締切日」という）に締め切り、当月 14 日（以下「利用算定日」という）に(2)により算定した額とし、翌月 4 日（金融機関休業日の場合は、翌営業日。以下「お支払日」という）にお支払いいただきます。
 - 事務上の都合により翌月以降の利用締切日で処理される場合があります。また、当社は金融機関に対し再度口座振替の依頼は行いません。
- 会員には、ご利用の都度、以下のリボルビング払い、1 回払い、ボーナス一括払い、2 回払い又はボーナス 2 回払いのいずれかをご指定いただきます。ただし、1 回払い以外のご利用は、当社が指定する加盟店・商品等・期間に限ります。なお、支払方法のご指定がない場合には、1 回払いとなります。
 - リボルビング払い―利用算定日における利用締切日までにご利用されたリボルビング払いの商品購入代金の残高（以下「リボ算定日残高」という）を基礎として、本会員が予め選択した、末尾「月々のお支払額算出表」記載の標準コースもしくは長期コースに定める金額又は本会員が定額コースを選択の上 5 千円単位で予め指定した金額（以下「弁済金」という）をお支払いいただく方法です。弁済金には、各コースともに当社所定のリボ手数料を含みます。リボ手数料の実質年率は、カード送付時の書面で通知します。リボ手数料は毎月のリボ算定日残高に対し当月 5 日から翌月 4 日までの日割計算とします。ただし、初回リボ手数料は、利用締切日の翌日から翌月 4 日までを日割計算します。なお、当社所定の方法によるお支払日前のお支払も可能です。この場合のリボ手数料は、利用締切日の翌日又は前回お支払された日の翌日からの日割計算によります。また、定額コースを選択の場合で、月々のリボ手数料が本会員の指定された金額を超えるときは、当月のリボ手数料を超えるまで、ご指定の金額に 1 万円単位で加算した金額が当月のお支払額となります。
 - 1 回払い（支払回数：1 回）―商品購入代金締切後、最初のお支払日に全額一括してお支払いいただく方法です。
 - ボーナス一括払い（支払回数：1 回）―商品購入代金締切後、最初のボーナス月（1 月又は 8 月）のお支払日に一括してお支払いいただく方法です。
 - 2 回払い（支払回数：2 回）―商品購入代金締切後、最初及びその次のお支払日の 2 回で均等分割してお支払いいただく方法です。なお円未満の端数が出た場合には 2 回目にお支払いいただきます。
 - ボーナス 2 回払い（支払回数：2 回）―商品購入代金締切後、最初及びその次のボーナス月（1 月及び 8 月又は、8 月及び 1 月）のお支払日の 2

回で、均等分割してお支払いいただく方法です。なお円未満の端数が出た場合及び分割払手数料は2回目にお支払いいただきます。支払期間、実質年率、分割払手数料は、末尾「ボーナス2回払いのお支払について」に記載のとおりです。

⑥支払方法の変更(スキップ払い、支払回数：2～6回、スキップ指定月以外は手数料のみのお支払) 一支払方法変更のお申し出があり、当社が認めた場合には、1回払いのご利用分について当初のお支払日(以下「当初お支払日」という)が属する月から6ヶ月後の月までのうち会員が指定した月(以下「スキップ指定月」という)のお支払日(以下「スキップお支払日」という)に一括してお支払することができます。なお、会員は一度指定したスキップ指定月を再度変更することはできません。会員にはスキップ払いに変更した商品購入代金に対し当初お支払日が属する月の5日からスキップお支払日が属する月の4日までの手数料をお支払いいただきます。手数料は、毎月5日(初回は当初お支払日が属する月の5日)から翌月4日までの期間について、日割計算したものを翌々月のお支払日にお支払いいただきます。なお、当社所定の方法によるお支払日前のお支払も可能です。

⑦支払方法の変更(リボルビング払い) 一支払方法変更のお申し出があり、当社が認めた場合には、1回払い分、ボーナス一括払い分、2回払い分及びスキップ払い分をリボルビング払いに変更できます。この場合、1回払い分からの変更のときは、カード利用時点でリボルビング払いの利用があったものとみなします。ボーナス一括払い分からの変更のときは、変更後最初に到来する利用算定日(ただし、利用算定日当日に変更した場合は当該利用算定日とし、変更日からボーナス一括払いのお支払日までに利用算定日がない場合は、直前の利用算定日とします。)の対象となる利用締切日にリボルビング払いの利用があったものとみなします。2回払い分からの変更のときは、1回目の支払分に相当する利用算定日以前にお申し出があった場合は、カード利用時点でリボルビング払いの利用があったものとみなし、当該利用算定日より後にお申し出があった場合は、各回の支払金額について、各回のお支払日の直前の利用締切日にリボルビング払いの利用があったものとみなします。また、スキップ払いからの変更のときは、変更の直前の利用締切日(ただし、事務上の都合により変更後最初に到来する利用締切日となることがあります。なお、利用締切日当日に変更した場合は、当該利用締切日とします。)にリボルビング払いの利用があったものとみなし、スキップ払いに係る手数料は、リボルビング払いの利用があったものとみなされる利用締切日の直前の4日まで発生します。

⑧支払方法の自動変更サービス—当社の定める方法でお申し出があり、当社が認めた場合には、以後、全ての商品購入代金の支払方法をリボルビング払いへ変更できます。ただし、以下に該当する場合は、この限りではありません。

(イ) リボルビング払いに変更する時点でショッピングサービスのご利用可能枠を超過していた場合。

(ロ) 当社がリボルビング払いの取扱を不適当と認めた加盟店・商品等での利用の場合。

(3) (2)①の弁済金(⑦による変更後の弁済金を含む)、②の1回払いによりお支払いいただく金額、及び③から⑥によって各回ごとにお支払いいただく金額(以下「分割支払金」といい、毎月の支払金額の総称を「弁済金等」という)は予めご利用明細書で郵送又は電磁的方法により通知します。本会員は、ご利用明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならないものとします。弁済金等、利用内容、残高その他ご利用明細書に記載の内容については、当該通知受取り後20日以内に、本会員から特にお申し出のない場合は承認されたものとします。

(4) 本会員は、当社が定める日までにお申し出いただくことにより、次回お支払日の弁済金等を増額できます。

(5) 手数料率、末尾「月々のお支払額算出表」の金額は、金融情勢等により変更することがあります。その場合、第19条(本規約の変更等)の規定にかかわらず、当社から変更をお知らせした時の残高を含め、変更後の手数料率及び金額が適用されます。

第8条(弁済金等の遅延損害金)

(1) 弁済金等のお支払を遅滞した場合は当該金額(第7条(弁済金等の支払方法等)(2)①、⑥の手数料を除きます。)に対し、お支払日の翌日から完済に至るまで、年14.6%で計算した遅延損害金をいただきます。ただし、分割支払金に対する遅延損害金は、当該分割支払金の残金全額に対し法定利率により計算した額を超えないものとします。

(2) 第20条(期限の利益喪失)に該当した場合は、期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで、1回払い及びリボルビング払いによる商品購入代金については残債務の全額に対し年14.6%の割合で、分割支払金の残金全額については法定利率により計算した遅延損害金をいただきます。

(3) 遅延損害金の料率の変更については第7条(弁済金等の支払方法等)(5)を適用いたします。

第9条(商品の所有権)

購入された商品の所有権は、完済いただくまで当社に留保されます。ただし、国又は地方公共団体の補助制度による補助金支給対象となる商品のうち、当社が認める会社(以下「当該会社」という)との工事請負契約等で購入又は設置した場合の所有権は、当該会社から会員に直接移転するものとし、その移転時期は、会員と当該会社との間の工事請負契約等に定めるとおりとします。なお、具体的な当該会社名につきましては下記の当社ホームページに常時掲載しております。

当社ホームページアドレス <https://www.daiwahousefinancial.co.jp/>

第10条(見本、カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等)

見本・カタログ等により商品購入された場合で、届いた商品等がそれらと相違するときは、ご利用加盟店に対し商品等の交換又は契約の解除を申し出ることができます。

第11条(支払停止の抗弁)

(1) 本会員は、以下のような場合には、その原因が解消されるまでの間、その商品等についての弁済金等のお支払を停止することができます。

①商品・権利の引渡しやサービスの提供がなされない等の場合。

②商品の破損、汚損、故障、又は商品・権利に何らかの欠陥がある場合。

③会員が商品購入により加盟店に対し持っている権利に、社会通念上認められる原因がある場合。

(2) 当社は、本会員から(1)の支払の停止のお申し出があったときは、直ちに当社の定める手続きをいたします。

(3) (2)のお申し出のときは、問題解決のために加盟店との交渉に努めていただきます。

(4) (2)のお申し出のときは、上記内容が分かるものを書面で(資料がある場合には資料を添付してください)当社に提出していただきます。また、お申し出の内容を当社が調査するときは、ご協力いただきます。

(5) (1)の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当するときは、お支払を停止することはできません。

①商品購入が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当するとき。

②会員の指定した支払方法が1回払いのとき。

③リボルビング払いで利用した1回の商品購入に係る現金価格の合計が3万8千円に満たないとき。

④リボルビング払い以外の支払方法で利用した1回の商品購入に係る支払総額が4万円に満たないとき。

⑤本会員によるお支払停止のお申し出内容が信義に反すると認められるとき。

第3章(キャッシングサービス)

第12条(キャッシングサービス)

(1) 本会員は、以下のいずれかの方法により当社から融資(以下「キャッシングサービス」という)を受けられます。本会員がお申し込み、当社が認められた場合は家族会員もキャッシングサービスを利用できます。

①当社及び当社の提携する金融機関等組織の現金自動預払機(以下「ATM」という)を利用する方法。

②当社所定の手続により第7条(弁済金等の支払方法等)(1)①で本会員が指定した金融機関口座に振り込む方法。

③その他当社が定める方法。

(2) 1回当たりの融資金額は、原則として1万円単位といたします。ただし(1)②の方法による場合、及び当社が認める場合に限り1,000円単位とします。キャッシングサービスのご利用可能枠及び利用の停止については第5条(カードのご利用)(5)、当社クレジットカードを2枚以上お持ちの場合のご利用可能な上限額、及びそれぞれのクレジットカードのご利用可能枠については第5条(6)を適用いたします。

(3) 当社は、会員のキャッシングサービスの利用方法について、当社が不適切と認めた場合には、キャッシングサービスのご利用をお断りすることがあります。

第13条(融資金の支払方法等)

(1) キャッシングサービス利用による融資金(以下「融資金」という)及び利息(融資金と利息とを合わせ、以下「融資金等」という)の支払金額は、融資金等を毎月末日(以下「融資金締切日」という)に締め切り、翌月14日(以下「融資金算定日」という)に(2)(3)により算定した額とし、翌々月4日(金融機関休業日の場合は、翌営業日とし、第7条(弁済金等の支払方法等)(1)に定めるお支払日と総称して、以下「お支払日」という)に、お支払いいただきます。

(2) 会員には、ご利用の都度、以下の定額リボルビング方式(以下「リボルビング方式」という)、又は一括返済方式(以下「一括払い」という)のいずれかをご指定いただきます。

①リボルビング方式—本会員が予め選択した以下の標準コース、ゆとりコース又は長期コースによりお支払いいただく方法です(長期コースは、当社が認めた場合に限り選択可能です)。なお、利息が末尾「キャッシングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表」に定める金額を超えるときは、利息を超えるまで、当該金額に1千円単位で加算した金額がお支払額になります。ただし、加算する金額の上限は5千円までとします。

○標準コース—毎月のお支払日に、融資金等を1万円ずつ(1万円未満の場合は全額)お支払いいただく方法です。ただし、融資金算定日における融資金締切日が到来したりボルビング方式の融資金残高(以下「融資金リボ残高」という)が20万円を超えた場合は支払金額を5千円増額し、以降融資金リボ残高が10万円増す毎に支払金額を5千円ずつ増額します。

○ゆとりコース—毎月のお支払日に、融資金等を4千円(融資金リボ残高が、4千円未満の場合は全額、30万円を超える場合は1万1千円)ずつお支払いいただく方法です。ただし、融資金リボ残高が10万円増す毎に支払金額を4千円(融資金リボ残高が、30万円を超える場合は、10万円増す毎に3千円)ずつ増額します。なお、ゆとりコースについては、新たなキャッシングリボのご利用がないときは、前回と同額のお支払額となります。

○長期コース—毎月のお支払日に、融資金等を4千円ずつ(4千円未満の場合は全額)お支払いいただく方法です。ただし、融資金リボ残高が10万円を超えた場合は支払金額を2千円増額し、以降融資金リボ残高が5万円増す毎に支払金額を2千円ずつ増額します。

②一括払い—お支払日に融資金等を全額一括してお支払いいただく方法です(①の毎月の支払金額と②による支払金額とを合わせ、以下「返済金」という)。

③支払方法の変更—支払方法変更のお申し出があり、当社が認めた場合には、融資金締切日現在の一括払い分をリボルビング方式に変更できます。この場合、新たにリボルビング方式でお支払いいただく金額は、①の融資金リボ残高及び変更した一括払い分の合計額を基礎として計算します。

④支払方法の自動変更サービス—当社所定の方法により、すべての融資金等の支払方法をリボルビング方式へ変更できます。

(3) 融資利率は、カード送付時の書面その他の書面により通知します。利息は毎月の融資金リボ残高に対し当月5日から翌月4日までの日割計算とします。ただし、初回利息は、ご利用の翌日から融資金締切日の翌々月4日までを日割計算します。なお、融資利率が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超える場合は、超える部分について本会員に支払義務はありません。

- (4) 返済金の支払方法については第7条(弁済金等の支払方法等)(1)①、③を、返済金の請求通知等については第7条(3)を、返済金の増額については第7条(4)を、リボルビング方式の月々支払金額及び利率の変更については第7条(5)をそれぞれ適用します。なお、当社所定の方法によりお支払日前のお支払も可能です。この場合の利息は、ご利用日又は前回お支払された日の翌日からの日割計算によります。
- (5) (3)又は(4)の規定にかかわらず、ご利用日にご返済いただく場合には、1日分の利息をお支払いいただきます。
- (6) 当社は、貸金業法第17条及び同法第18条に基づき交付する書面(電磁的方法によるものを含む)を、キャッシングサービスのご利用又はご返済の都度交付するものとします。ただし、当社が、当該書面に代えて毎月一括記載する方法により書面を交付することについて本会員から承諾を得た場合には、毎月一括記載により交付できるものとします。
- (7) (6)の書面に記載する、返済期間、返済回数及び返済金額は、当該書面に記された内容以外にキャッシングサービスのご利用又はご返済がある場合、変動することがあります。

第14条(遅延損害金)

- (1) 返済金のお支払を遅滞した場合は、当該金額の融資金相当分に対し、お支払日の翌日から完済に至るまで融資利率の1.46倍の年率(ただし、年20.0%を上限とします)で計算した額の遅延損害金をお支払いいただきます。
- (2) 第20条(期限の利益喪失)に該当した場合は、残債務(融資金)の全額に対し、期限の利益を喪失した日の翌日から完済に至るまで融資利率の1.46倍の実質年率(ただし、年20.0%を上限とします)で計算した額の遅延損害金をお支払いいただきます。
- (3) 遅延損害金の利率の変更については第7条(弁済金等の支払方法等)(5)を適用いたします。

第4章(共通事項)

第15条(支払額の充当方法)

- (1) 本会員からお支払いいただいた金額が、期限の到来した債務の全額に足りない場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序及び方法によりいずれの債務にも充当できるものとします。なお、そのお支払が、期限の到来した債務の全額を超えている場合は、特に通知をせずに当社が適当と認める順序及び方法によりいずれの期限未到来債務にも充当できるものとします。
- (2) (1)の規定にかかわらず、リボルビング払いの支払停止抗弁に係る債務については、割賦販売法第30条の5の規定によります。

第16条(カードの紛失、盗難等)

- (1) カードを紛失し、もしくは盗難にあった場合又はカード情報を不正取得された場合(以下「紛失等」という)、会員には、速やかに当社へ連絡し、当社所定の書面をご提出の上、所轄の警察署へお届けいただきます。なお、被害状況等を当社が調査する際には、ご協力いただきます。
- (2) (1)の場合、本人以外によるカード又はカード情報の使用により生じた損害のうち、当社にご連絡をいただいた日を含めて、61日前までさかのぼり、その後に発生した分については会員の責任はないものといたします。ただし、以下の項目に該当する場合は、本会員にお支払いいただきます。

- ①会員が第2条(カードの貸与)に違反したことによる場合。
- ②①以外に、会員が本規約に違反した場合。
- ③戦争、地震等の社会的な混乱の際に紛失等が生じた場合。
- ④会員の故意又は重大な過失によって、紛失等が生じ又は損害が拡大した場合。
- ⑤第4条(暗証番号)(2)にあたる場合。ただし、第4条(2)ただし書に該当する場合を除きます。
- ⑥カード又はカード情報が会員の家族、親類、同居人、その他会員以外の関係者によって使用されたことによる場合。
- ⑦(1)に定める当社への連絡もしくは書面の提出もしくは所轄の警察署への届出(以下、これらにつき本号において「各手続」という)において虚偽の申告があった場合、故意もしくは過失により(1)の各手続を行わなかった場合もしくは各手続を遅滞した場合又は正当な理由なく被害状況の調査にご協力いただけない場合。

第17条(カードの再発行)

紛失等によりカードが使用不能になった場合又は、カードの汚破損等により会員が再発行を希望する場合には、会員には当社所定の手続をおとりいただき、当社が認めた場合に再発行します。この場合、本会員には当社所定のカード再発行費用をご負担いただきます。

第18条(お届け事項の変更等)

- (1) 本会員には、住所、氏名、電話、メールアドレス、勤務先、金融機関口座、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届け出た事項(取引目的等を含みます。)等に変更があった場合、速やかに当社へ変更の手続をおとりいただきます。
- (2) 当社が本会員から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合は、それが未到着のときでも通常どおりに到着したものとみなします。ただし、やむを得ない事情により(1)の変更手続をとれなかったと当社が認めた場合を除きます。
- (3) 当社は、本会員と当社との各種取引において、本会員が当社に届け出た内容又は公的機関が発行する書類等により当社が収集した内容のうち、同一項目について異なる内容がある場合、最新の届出内容又は収集内容に変更することができるものとします。

第19条(本規約の変更等)

- (1) 当社は、次の各号に該当する場合には、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を当社のホームページ(https://www.daiwahousefinancial.co.jp/)において公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で本会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。なお、第2号に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、予め当社のホームページへの掲載等を行うものとします。
- ①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。
- ②変更の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。
- (2) 当社は、前項に基づくほか、予め変更後の内容を当社ホームページ(https://www.daiwahousefinancial.co.jp/)において告知する方法又は本会員に通知する方法その他当社所定の方法により本会員にその内容を周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合には、本会員は、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。

第20条(期限の利益喪失)

- (1) 以下のいずれかに該当する場合は、当社からの通知等がなくとも期限の利益を喪失し、本会員は直ちに残債務の全額を支払うものとします。
- ①弁済金又は分割支払金のお支払が遅れ、当社から20日以上相当な期間を設けて支払を書面で催告したにもかかわらず、その期間内のお支払がなかったとき。
- ②商品購入が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当する場合で、本会員の弁済金等のお支払が1回でも遅れたとき。
- ③お支払が完了していない商品等の所有権は当社にあるにもかかわらず、購入された商品を質入、譲渡、賃貸等に利用したとき。
- ④①以外のお支払が1回でも遅れたとき。ただし、返済金については利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。
- ⑤自ら振出し又は引受けた手形、小切手が不渡り処分を受ける等、支払停止状態に至ったとき。
- ⑥差押、仮差押、仮処分又は滞納処分を受けたとき。
- ⑦本会員又は本会員の経営される会社が、破産、民事再生、特別清算、会社更生、その他債務整理に関して裁判所の関与する手続の申立てを受けるとき、又は自らこれらもしくは特定調停の申立てをしたとき。
- ⑧カードの破壊、分解等を行い、又はカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき。
- (2) 以下のいずれかに該当する場合は、当社からの請求により期限の利益を喪失し、本会員は直ちに残債務の全額を支払うものとします。
- ①(1)①から④及び⑧を除き、本規約上の義務に違反し、それが重大なものであるとき。
- ②本会員の信用状態が著しく悪くなったとき。
- ③会員が、第22条(その他承諾事項)(4)の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、同条(5)に掲げる行為の一つでも行ったとき、又は、当社が、同条(4)もしくは第23条(マネー・ローンダリング等の禁止)(2)に定める報告、提出等を求めたにもかかわらず、本会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。

第21条(合意管轄裁判所)

会員と当社の間で訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、本会員の住所地及び当社の本社、支店の所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を第一審の専属的な合意管轄裁判所といたします。

第22条(その他承諾事項等)

- (1) 会員は以下の事項を予め承認いただきます。
- ①第7条(弁済金等の支払方法等)(2)①、⑥の手数料、第13条(融資金の支払方法等)(3)の融資金の利息並びに第8条(弁済金等の遅延損害金)及び第14条(遅延損害金)の遅延損害金は、年365日(うるう年は年366日)の日割計算で行うこと。
- ②本会員のカードについて第7条(1)①の口座振替によるお支払が連続して13ヶ月以上無く、その後の利用があった場合、お届けの金融機関口座からの口座振替ができないことがあること。
- ③当社が、本会員に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。
- ④カード使用により発生する債務の返済が完了するまでは、引き続き本規約の効力が維持されること。
- ⑤当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービス(以下「付帯サービス」という)を利用する場合であって、付帯サービスの利用に関する規約等があるときは、それに従うこと。
- (2) 会員は、以下の義務を負うことを承認します。
- ①第7条(3)に定めるご利用明細書について、本会員が電磁的方法による通知を希望せず、当社が郵送でお送りする場合、本会員には当社所定の発行費用をご負担いただくこと。ただし、当社が認めた場合並びにご利用明細書が貸金業法及び割賦販売法に基づき交付する書面である場合を除きます。
- ②キャッシングサービスのご利用及び返済金のお支払をATMで行う場合、当社所定の利用手数料(ただし、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします。)をご負担いただくこと。
- ③本会員のご都合により第7条(弁済金等の支払方法等)、第13条(融資金の支払方法等)以外の支払方法において発生した入金費用、公租公課、又は訪問集金費用、当社が督促手続を行った場合の費用、お支払に関する公正証書の作成費用は、会員資格を喪失した後についても本会員にご負担

いただくこと。なお、当社が受領する諸費用は、利息制限法及び、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。

④当社が会員に貸与したカードに偽造、変造等が生じ又は、カード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただき、また当社の求めに応じてカードをご提出いただくこと。

⑤与信及び与信後の管理のため確認が必要な場合には、当社の求めに応じて、勤務先、収入等を申告いただくとともに、本会員の住民票の写し等公的機関が発行する書類・源泉徴収票・所得証明等を取得、ご提出いただくこと。

⑥(1)②の口座振替ができない場合、再度、預金口座振替依頼書等をご提出いただくこと。

(3) 当社は、以下の各号の行為を行うことができます。

①当社の本会員に対するカード債権を、必要に応じ金融機関又はその関連会社へ譲り渡し、また譲り渡した債権を再び譲り受けること。

②当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性があると判断した場合に、会員に事前に通知することなく、商品購入及びキャッシングサービスの全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすること。

③前号の場合に、カードを無効化するとともに、カードの再発行手続きをとること。

④与信及び与信後の管理、弁済金等又は返済金の回収のため確認が必要な場合に、本会員の自宅住所、電話（携帯電話等を含む）、メールアドレス、勤務先その他の連絡先に連絡を取ること。

⑤当社が必要と認めた場合に、付帯サービスを改廃すること。

(4) 本会員は、会員が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、又はテロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者、その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」という）に該当しないこと及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、当社は、会員が暴力団員等又は、次のいずれかに該当すると具体的に疑われる場合は、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、本会員は、当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。

①自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

②暴力団員等に対して資金等を提供し、又は、便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。

③暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(5) 会員は、自らまたは第三者を利用して、次のいずれかに該当する行為を行ってはならないものとします。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

(6) 会員は、自らまたは第三者を利用して、当社または当社委託先の従業員等（派遣社員を含み、以下、これらを総称して「従業員等」といいます。）に対し、次の各号に掲げる行為その他従業員等の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為を行ってはならないものとします。

①暴力、威嚇、脅迫、強要等の言動

②暴言、性的な言動、誹謗中傷その他人格を攻撃する言動

③人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動

④従業員等を無断で撮影、録画、録音する行為、その他従業員等の個人情報等を SNS やインターネットへ投稿する行為

⑤長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ

⑥金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と当社が認めた要求等

(7) 当社が本会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者に該当する可能性があるとして判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、会員に対する通知を行うことなく、キャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。

第 23 条 (マネー・ローndリング等の禁止)

(1) 会員は、マネー・ローndリング、テロ資金供与及び拡散金融（以下、これらを総称して「マネー・ローndリング等」という）の目的で、カードを利用してはいけないものとします。

(2) 当社は、マネー・ローndリング等防止の目的で、当社への届出事項の変更の有無、在留資格に関する各種情報やその変更の有無、カードの取引内容の確認及びそれらを裏付ける資料の提出等を求めることができ、当社がそれらを求めた場合、本会員は合理的な期間内にご対応いただくものとします。

(3) 当社は、マネー・ローndリング等のリスクが高いと法令等で指定された特定の国又は地域において、カード利用を制限する場合があります。

第 24 条 (会員資格の喪失等)

(1) 本会員が以下のいずれかに該当した場合、当社は通知又は催告なく会員資格の喪失、カード利用の停止、ご利用可能枠の変更、付帯サービスの利用停止等の処置をとる場合があります。また、当社からカードの返却、破棄、一時預り等を求められた場合は、これに応じていただきます。

①第7条（弁済金等の支払方法等）(1)①の自動振替手続のために必要な金融機関口座の預金口座振替依頼書をご提出いただけないとき、又は前条

(2)⑥の場合に預金口座振替依頼書等をご提出いただけないとき。

②第20条（期限の利益喪失）(1)又は(2)各号のいずれかに該当したとき。

③カードのお申し込みもしくはその他の当社へのお申し込み、申告、届出などで虚偽の申告をしたとき、又は、当社に対する債務の返済が行われないとき。

④個人情報情報機関の情報等により、本会員の信用状態が著しく悪化し、又は悪化のおそれがあると当社が判断したとき。

⑤第18条（お届け事項の変更等）(1)に違反したことなどにより、当社から本会員への連絡が不可能と判断したとき。

⑥換金目的の商品購入等不適切なカードの利用があったとき、又はキャッシングサービス、暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなったとき。

⑦会員が、第22条（その他承諾事項）(4)の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、又は、当社が、同条(4)もしくは第23条（マネー・ローndリング等の禁止）(2)に定める報告、提出等を求めたにもかかわらず、本会員から合理的な期間内に報告書が提出されないととき。

⑧会員が、第22条（その他承諾事項等）(5)⑥に掲げる行為を一つでも行ったとき。

⑨本会員が日本国内に連絡先を有さなくなり、当社から本会員への連絡が困難と判断したとき。

⑩本会員が当社との各種取引において、期限の利益を喪失したとき。

(2) (1)の処置は、加盟店、ATMを通じて行うなど当社所定の方法により行います。

(3) 会員のご都合でカードを解約される場合は、当社所定の届出を行っていただき、カードを返却、もしくは裁断のうえ破棄していただきます。

(4) 本会員が会員資格を喪失した場合には、家族会員も会員資格を喪失します。

(5) 会員資格を喪失した場合には、付帯サービスを利用する権利も喪失します。

(6) 本会員が死亡した場合は、会員資格を喪失します。

第 25 条 (日本国外でのカードのご利用)

日本国外でのカードのご利用については、以下のことが適用されます。

①商品購入代金又は融資金が外国通貨建ての場合、国際提携組織の決済センターが処理した時点での、国際提携組織が指定するレートで円に換算します。なお商品購入代金については、国際提携組織が指定するレートに当社が海外取引関係事務処理経費として所定の手数料率を加えたレートを適用します。

②商品購入代金及び融資金の支払方法は1回払いといたします。

③本規約の全ての事項については、外国為替及び外国貿易法等を含め日本法が適用されます。

④当社は当社の指定する国におけるカードのご利用をいつでも中止又は停止することができます。

⑤商品購入に係る契約が解除された場合等における解除処理についても、上記①が適用されます。①の時点で適用されるレートと本⑤の解除処理の場合に適用されるレートは異なる可能性があります。

第 26 条 (業務委託)

当社はカード発行業務・代金決済業務・システム運用業務・その他各種問い合わせ業務及びこれらに付随する業務等を、株式会社クレディセゾンに委託し、また、与信後の管理業務の一部についてはセゾン債権回収株式会社に業務委託します。なお、会員は、当該業務委託先が本委託内容に必要な範囲内で個人情報を取扱うことについて予め同意するものとします。

■ショッピングでのリボルピング払い月々のお支払額算出表 (第7条(2)①参照)

標準コース		長期コース	
リボ算定日残高	弁済金 (月々のお支払額)	リボ算定日残高	弁済金 (月々のお支払額)
1円～100,000円	10,000円	1円～60,000円	3,000円
100,001円～は 50,000円増すごとに	5,000円ずつ加算	60,001円～200,000円は、 20,000円増すごとに	1,000円ずつ加算
		200,001円～400,000円は、 25,000円増すごとに	1,000円ずつ加算
		400,001円～500,000円は、 50,000円増すごとに	1,000円ずつ加算
	5千円以上5千円単位でご指定いただいた 金額をお支払いいただきます。	500,001円～は、 50,000円増すごとに	2,000円ずつ加算

※弁済金が上記の算出表の該当弁済金の額に満たない場合には、全額となります。

※定額コースをご利用の場合で、月々のリボ手数料が本会員の指定された金額を超えるときは、当月のリボ手数料を超えるまで、ご指定の金額に1万円単位で加算した金額が当月のお支払額となります。

■ボーナス 2 回払いのお支払について (第 7 条 (2) ⑤参照)

(例) 現金価格 50,000 円 (税込) のとき

●分割払手数料：50,000 円× (3.0 円 /100 円) =1,500 円

●支払総額：50,000 円+ 1,500 円= 51,500 円

●各お支払日の分割支払金：1 回目 25,000 円、2 回目 26,500 円

利用月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1回目	8月	8月	8月	8月	8月	8月	1月	1月	1月	1月	1月	8月
2回目	1月	1月	1月	1月	1月	1月	8月	8月	8月	8月	8月	1月
支払回数 (回)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
支払期間 (ヶ月)	11	10	9	8	7	6	12	11	10	9	8	12
実質年率 (%)	4.24	4.80	5.54	6.55	8.00	10.29	4.24	4.80	5.54	6.55	8.00	3.79
現金価格100円 当たりの手数料 の額 (円)	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0

※利用月は、当月 11 日から翌月 10 日とします。ただし、ご利用になった加盟店又は事務上の都合により翌月以降の利用月で処理される場合があります。

※手数料に円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。

※実質年率は、小数点第 3 位を切り上げて表示しています。

■スキップ払いのお支払について (第 7 条 (2) ⑥参照)

(例) 2/15 現金価格 100,000 円 (税込)、3 ヶ月スキップのとき

●分割払手数料：100,000 円× 15.00%÷ 365 日× 91 日= 3,735 円

●支払総額：100,000 円+ 3,735 円= 103,735 円

●支払回数：3 回

●各お支払日の分割支払金

2/15 1回払い 旅行代金 100,000円 (税込)			
お支払額 (弁済金)	1,231円	101,273円	1,231円
弁済金計算期間	4/5~5/4	5/5~6/4	6/5~7/4
リボ手数料	100,000円×15.0% ÷365日×10日 +100,000円×15.0% ÷365日×20日 =1,231円	100,000円×15.0% ÷365日×10日 +100,000円×15.0% ÷365日×21日 =1,273円	100,000円×15.0% ÷365日×10日 +100,000円×15.0% ÷365日×20日 =1,231円
スキップ払い	お支払設定月 (3ヵ月)		
お支払日	6/4	7/4	8/4

※手数料に円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。

■キャッシングでのリボルビング払い月々のお支払額算出表 (第 13 条 (2) ①参照)

融資金リボ残高	標準コース	ゆとりコース	長期コース
1円~100,000円まで	10,000円	4,000円	4,000円
100,001円~150,000円まで		8,000円	6,000円
150,001円~200,000円まで			8,000円
200,001円~250,000円まで	15,000円	12,000円	10,000円
250,001円~300,000円まで			12,000円
300,001円~350,000円まで	20,000円	11,000円	14,000円
350,001円~400,000円まで			16,000円
400,001円~450,000円まで	25,000円	14,000円	18,000円
450,001円~500,000円まで			20,000円
500,001円~550,000円まで	30,000円	17,000円	22,000円
550,001円~600,000円まで			24,000円
600,001円~	以降100,000円増すごとに 5,000円ずつ加算	以降100,000円増すごとに 3,000円ずつ加算	以降50,000円増すごとに 2,000円ずつ加算

※利息は毎月のお支払額に含まれております。

※ご利用当日にお支払いいただく場合は、1 日分の利息をいただきます。

※新たなお借入れ又は、お支払日前日までにお支払をされた場合、次回のお支払日までの期間やご融資利率により、利息が上記表に記載の金額を超

える場合がございます。この場合、利息を超えるまで、上記表に記載の金額に 1,000 円単位毎で加算した金額がお支払額となります。ただし、加算される金額の上限は 5,000 円までとします。

※月々のお支払額が算出表の該当お支払額に満たない場合には、全額となります。

※ゆとりコースについては、新たなキャッシングリボのご利用がないときは、前回と同額のお支払額となります。

※長期コースは当社が認めた場合に限り選択可能です。

■ショッピングでのリボ払いお支払の一例

※ご利用可能枠 20 万円・長期コース (実質年率 15.00%) でご利用の場合

※カードにより実質年率は異なります。

ご購入 (現金価格)	4/11	スーツ	60,000円(税込)
	6/11	ブラウス	20,000円(税込)
お買物可能額	140,000円	142,384円	124,675円
お支払残高	60,000円	57,616円	20,000円 55,325円
お支払額 (弁済金)	3,000円	3,000円	4,000円
リボ手数料	60,000円×15.0% ÷365日×25日 =616円	57,616円×15.0% ÷365日×10日 +57,616円×15.0% ÷365日×20日 =709円	55,325円×15.0% ÷365日×10日 +55,325円×15.0% ÷365日×21日=704円 20,000円×15.0% ÷365日×25日=205円 704円+205円=909円
商品代金 充当分	3,000円-616円 =2,384円	3,000円-709円 =2,291円	4,000円-909円 =3,091円
お支払日	6/4	7/4	8/4

※手数料計算期間が通常年とうるう年をまたぐ場合は、計算期間をそれぞれの年に分け、通常年は 365 日でうるう年は 366 日で計算します。

●一般社団法人日本クレジット協会 (JCA) が定める「標準用語」について

HeartOne カード規約 (特約がある場合は当該特約も含む) のリボルビング払い・2 回払い・ボーナス一括払い・ボーナス 2 回払い・分割払い・スキップ払いの「商品購入代金」は、標準用語の「利用金額」及び「現金価格」を表しています。

(問い合わせ先)

(1) 商品購入についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用になった加盟店にご連絡ください。

(2) 立替払い (お支払)、支払停止の抗弁に関する書面 (HeartOne カード規約第 11 条 (4))、及びキャッシングサービスについてのお問い合わせ、ご相談は下記におたずねください。

大和ハウスフィナンシャル株式会社

〒540-0031 大阪府大阪市中央区北浜東 4-33 北浜 NEXU ビル 9F

貸金業者登録番号 近畿財務局長 第 00803 号

日本貸金業協会会員 第 001319 号

●HeartOne カードインフォメーションセンター (業務委託会社 株式会社クレディセゾン)

東京 03-5996-1791 大阪 06-7709-8053

◆貸金業務にかかる指定紛争解決機関のご紹介

貸金業法に基づき、当社の貸金業務に関して、第三者の介入による解決をご希望の方に、以下の指定紛争解決機関をご紹介します。

当社が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関の名称 日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター TEL: 0570-051-051 (受付時間 9:00 ~ 17:00 休: 土・日・祝日・年末年始)	●本契約に同意されない場合又はお送りしたカードがご不要の場合には、お手数でもカードご利用開始前にカード裏面に記載されているお問い合わせ先へ解約される旨をご連絡のうえ、カードを裁断し、ご自身で破棄をお願いいたします。
---	---

ETCカード規約

第 1 条 (本規約の主旨)

本規約は、ETC カードの発行及び利用について定めたものです。ETC カードの利用者 (以下「会員」という。) は、本規約を承認し、道路事業者が

別途定める ETC システム利用規程及び関係法令を合せ遵守して ETC カードを利用するものとします。

第 2 条 (定義)

本規約における次の用語は、以下の通りの定義で用います。

- 「ETC カード」とは、道路事業者が運営する ETC システムにおいて利用される通行料金支払いのための専用カードをいいます。
- 「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、地方道路公社又は都道府県もしくは市町村である道路管理者のうち大和ハウスフィナンシャル株式会社の業務委託先である株式会社クレディセゾンがクレジットカード決済契約を締結した者をいいます。
- 「ETC システム」とは、道路事業者の定める料金所において ETC 利用者が ETC カード及び車載器、並びに道路事業者の路側システムを利用して通行料金の支払いを行うシステムをいいます。
- 「車載器」とは、ETC 利用者が ETC システム利用の為車輦に設置する通信を行うための装置をいいます。
- 「路側システム」とは、道路事業者の定める料金所の ETC 車線に設置され、ETC 利用者の車載器と無線の方法により必要情報を授受する装置をいいます。
- 「通行料金」とは、道路事業者が道路の通行又は利用について徴収する料金をいいます。

第 3 条 (ETC カードの発行・管理責任)

- 大和ハウスフィナンシャル株式会社（以下「当社」という。）は、当社が発行するクレジットカード会員のうち、本規約を承認のうえ当社の定める方法で ETC カードの発行を申込み、当社が ETC カードの利用を承諾した場合、当該会員が指定したクレジットカード（以下「指定カード」という。）に追加して ETC カードを発行します。契約は、当社が承諾をした日に成立するものとします。
- ETC カードは、当社が所有権を有し、当社は、会員に対して ETC カードを貸与します。会員は、善良なる管理者の注意をもって ETC カードを管理するものとします。会員は、ETC カードを、第三者に貸出し、預託、譲渡、質入れその他担保利用などはできません。
- 前項に違反し、第三者による ETC カードの使用が発生したことによる損害は、会員が負担します。

第 4 条 (ETC カードの利用方法)

- 会員は、道路事業者の定める料金所において、ETC カードを挿入した車載器を介し路側システムと無線で必要情報を授受し、通行料金の支払いができます。
- 会員は、道路事業者の定める料金所において、ETC カードを提示して通行料金の支払いができます。

第 5 条 (ETC カードのご利用代金の支払方法及び利用可能枠)

- 当社は、ETC カードの利用により発生した通行料金等を、指定カードの利用代金と合算して請求し、会員は、これを支払うものとします。
- 指定カードによる ETC カード利用代金の支払方法は1回払いとなります。ただし、指定カードの支払方法が1回払いを除く特定の支払方法のみに限定されている場合は、当該支払方法が適用されます。
- 当社は、道路事業者の請求データに基づき会員に対して ETC カード利用代金を請求します。会員は、道路事業者の請求データに疑義がある場合、会員と道路事業者間で解決をはかるものとし、当社への支払い義務は免れません。
- 会員は、指定カードの利用可能枠の範囲内で ETC カードを利用することができます。指定カードの利用可能枠を超えて会員が ETC カードを利用した場合、会員は当然にその支払いの責を負うものとします。

第 6 条 (ETC カードの解約・利用・貸与の停止など)

- 会員は、当社に対して所定の書類による届出を行うことにより、いつでも ETC カードを解約することができます。
- 指定カードを解約又は資格喪失した場合、ETC カードも同時に解約され、会員の資格を喪失するものとします。
- 会員が本規約もしくは指定カードの会員規約に違反した場合、又は ETC カードもしくは指定カード等（指定カードその他当社発行のクレジットカードをいいます。以下同じ。）の利用状況が不適切な場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合は、当社は、会員に通知もしくは催告することなく ETC カード又は指定カード等の利用停止、返却その他の指定カード等の会員規約の会員資格喪失規定に定める措置をとることができるものとします。
- 事務手続きの都合その他の事由により、ETC カードを解約又は会員資格を喪失した後で、ETC カード利用による通行料金等の売上が計上された場合、会員は、当該売上を本規約に基づき当社に支払うものとします。

第 7 条 (ETC カードの紛失・盗難等)

- 会員は、ETC カードを紛失し、もしくは盗難にあった場合又は ETC カードが毀損もしくは変形した場合は、直ちに当社に届け出るものとします。
- ETC カードの紛失・盗難の場合の会員の責任は、指定カードの会員規約に定めるカード紛失・盗難時の規定に準じます。
- 会員が ETC カードを車内に放置していたことにより紛失又は盗難にあった場合、紛失・盗難について会員に重大な過失があったものとみなします。

第 8 条 (ETC カードの再発行)

ETC カードが紛失、盗難、汚破損等により利用できなくなった場合、会員は、当社が定める手続きを行うものとし、当社が認めた場合、当社は、

ETC カードを再発行します。この場合、会員は、当社が定める手数料を負担します。

第 9 条 (ETC カードの有効期限)

- ETC カードの有効期限は当社が指定し、ETC カードの券面に印字します。
- 前項の有効期限までに特に会員からの申し出がなく、当社が引続き会員として認めた方には、新しい有効期限が設定された ETC カードを送付します。
- 会員は、有効期限内の ETC カード利用により発生した通行料金等について、有効期限到来後といえども本規約に基づき支払いの義務を負うものとし、ます。

第 10 条 (カード会社の免責)

当社は、ETC カードのご利用代金の決済に関する事項を除いて ETC システム及び車載器に関する一切の紛議の解決及び損害賠償の責任を負いません。

第 11 条 (指定カードの規約)

本規約に定められていない事項については、ETC カードについても指定カードの会員規約が適用されるものとします。

第 12 条 (本規約の変更等の準用)

HeartOne カード規約第 19 条（本規約の変更等）の規定は、本規約の変更について準用します。この場合において、HeartOne カード規約第 19 条（本規約の変更等）中「本規約」とあるのは、「ETC カード規約」と読み替えるものとします。

ハートワンポイントサービス規約

第 1 条 (目的)

- 本規約は当社が HeartOne カード規約第 1 条に定める会員に提供するハートワンポイントプログラムの内容、及び提供する条件等を定めたものです。
- ハートワンポイントプログラム（以下「本プログラム」という）とは、大和ハウスフィナンシャル株式会社（以下「当社」という）が発行するクレジットカード（以下「カード」という）の本会員に対し、大和ハウスグループ各社をはじめとする加盟店（以下「加盟店」という）をご利用の場合、本会員に「ハートワンポイント」（以下「ポイント」という）を付与するサービスです。
- 会員は、本規約を承認のうえ本プログラムをご利用いただくものとし、本プログラムに定めのない事項に関しては、HeartOne カード会員規約に従うものとします。

第 2 条 (会員特典)

- 会員は加盟店において、カードにてご利用代金をクレジット決済した場合、クレジット決済されたご利用代金 1,000 円ごとに 1 ポイントが付与されます。
- 前項のポイントはご利用代金明細書に表示されたショッピングご利用総額に対し約定支払月の前月の 20 日に付与されます。
- ポイント付与基準は予告なしに変更させていただく場合があります。
- ポイントの付与には次の制限があります。
 - 加盟店・対象商品・サービスによりポイント付与率や付与日等が異なります。
 - ポイントの積立は、カード単位で行います。名義人が異なる複数カードの累計ポイントは合算できません。なお、家族カードによるご利用ポイントは本会員のカードに合算されます。
 - 当社が別に定める場合に限り、前項の取扱とは異なった方法によりポイントを付与する場合があります。
 - カード年会費、キャッシングサービス、カードローン等金融商品のご利用分、その他、当社がポイント対象外と指定する場合や加盟店が特別に指定する場合のご利用分についてはポイントの付与の対象となりません。
- ポイント残高は、HeartOne カードインフォメーションセンター、又は大和ハウスフィナンシャル株式会社ホームページにてご確認ください。 ※当社ホームページアドレス <https://www.daiwahousefinancial.co.jp/>
- 積み立てたポイントは、累計ポイント 100 ポイント以上で当社が指定する大和ハウスグループ共通商品券（以下「共通商品券」という）・各種商品・サービス（以下これらを総称して「ポイント交換商品」という）に交換できます。
- ポイント交換商品の内容は当社ホームページ等でご確認ください。なお、ポイント交換商品の返品・取り消しはできませんのでご注意ください。また、ポイント交換基準は予告なしに変更させていただく場合があります。
- 当社の都合により本会員が交換を申し込んだ商品の提供ができない場合、本会員は当社の提供可能な他の商品を指定するか又はポイント交換を撤回できます。なお、ポイント交換を撤回した時点で当社が既にポイント数を減算している場合の当該減算ポイント数の本会員に対する返戻は、当社所定の時期、方法によります。
- ポイント交換商品の送付先は、本会員の日本国内の届出住所又はカードのご利用明細書送付先とします。なお、本会員の届出住所に誤りがある等の理由により当該商品が送付できず当社に返送された場合、又は本会員の都合により当該商品をお受け取り頂けず当社に返送された場合については、当該商品は送付されたものとみなします。
- 各種ポイント交換商品に当社の責に帰すべき事由による場合を除いた原因にて紛失・盗難・汚損・破損等が生じても、当社は一切の責任を負いません。

第 3 条 (ポイントの積立期間・有効期限)

ポイントの有効期限は毎年 4 月 1 日を起算日とし翌年の 3 月末を終了日とする 1 年間を 1 期間とし、最長 6 期間 (6 年間) までとします。なお、6 期間を経た累計ポイントは第 7 期の 4 月 14 日に第 1 期の残ポイントは自動的に失効いたしますが、第 2 期から第 6 期までのポイントは累計ポイントとして継続され、翌年以降も同様とします。

第 4 条 (退会又は会員資格喪失時のポイント)

本会員が退会等により会員資格を喪失した場合、その時点までの累計ポイントは失効するものとします。また、カード規約に違反した会員はポイント交換をお受けできない場合があります。

第 5 条 (返品時等の特典処理)

- お買上げ商品等の返品・取り消しを行う場合には、お買上げ加盟店にレシートとカードをご提示ください。この場合、当該返品・取消処理と同時に、既に付与されたポイントの相当額が減じられます。
- ポイント交換商品引き渡し後、お買上げ商品等を返品・取消した場合は、ポイント交換商品の返還を請求いたします。
- お買上げ商品等の返品・取消等により累計ポイントがマイナスとなった場合は相当額の現金を請求する場合があります。

第 6 条 (カード再発行時のポイントについて)

会員がカードを盗難、紛失、又は破損について当社へ届け出を行い、当社がカードを再発行した場合には、それまでの有効ポイントは再発行したカードに移行されます。ただし、当該届け出を行うまでに第三者により累計ポイントを使用された場合、使用された相当分の損害は本会員のご負担となります。

第 7 条 (業務委託)

- 会員は、当社の指定する委託先に対して、次の業務を委託することを予め承諾するものとします。
 - ポイントの付与・利用に関する業務
 - ポイントの情報処理・電算機処理に付随する業務
 - 前各号に付随する業務
- 会員は、当社が前項の委託業務範囲を追加・変更することがあることを予め承諾するものとします。
- 会員は、当社の指定する委託先が本条第 1 項の業務を行うために必要な範囲で、会員に関する情報を当社が指定する委託先に提供することを予め承諾するものとします。

第 8 条 (規約の変更等)

- 本規約の内容は予告なく変更、改定又は廃止をする場合があります。なお、本規約の変更等は当社ホームページ等にてお知らせいたします。
- 本プログラムは運営上の都合や天災・その他の非常事態による障害の発生等により、本プログラムの提供を予告なく一時的に中断することがあります。
- 前各項の場合において当社は一切の責任を負いません。

第 9 条 (お問い合わせ窓口)

本プログラム、カード、本規約等に関する各種お問い合わせにつきましては、下記当社窓口までご連絡ください。

● HeartOne カードインフォメーションセンター (業務委託会社 株式会社クレディセゾン)

〒165-8555 東京都中野区江原町 1-13-22 東京：03-5996-1791 大阪：06-7709-8053

ハートワンポイント (有償ポイント) サービス規約

第 1 条 (目的)

- 本規約は、大和ハウスフィナンシャル株式会社 (以下「当社」という) がハートワンポイントサービス規約に基づき HeartOne カード規約第 1 条に定める会員に提供するハートワンポイントプログラムのうち、当社が会員から対価を得て発行するハートワンポイント (以下「有償ポイント」という) の内容及び提供条件等を定めたものです。
- ハートワン有償ポイントプログラム (以下「有償プログラム」という) とは、当社が発行するクレジットカード (以下「カード」という) の会員に対し、会員が当社の承認する一定の対価をもって有償ポイントの発行を希望した場合に、有償ポイントを付与するサービスです。なお、当社の承認する対価とは当社の提携企業の提供するサービスにて会員が取得する代金に限りです。
- 会員は、本規約を承認のうえ有償プログラムをご利用いただくものとし、本プログラムに定めのない事項に関しては、HeartOne カード規約に従うものとします。

第 2 条 (有償ポイントの発行・利用)

- 会員は当社の承認する方法において有償ポイントの付与を希望した場合、前条 2 項に規定するサービスにて会員が取得する代金に対し、当社は 5 円ごとに 1 ポイントを付与し、5 円に満たない端数がある場合は繰り上げて 1 ポイントを付与するものとします。

- 前項の有償ポイントは、有償ポイントの発行にかかる代金の支払期日の属する月の翌月末日までに付与されます。
- 有償ポイントの付与には次の制限があります。
 - ポイントの積立は、カード単位で行います。名義人が異なる複数カードの累計ポイントは合算できません。なお、家族カードによる有償ポイントは本会員のカードに合算されます。
 - 当社が別に定める場合に限り、前項の取扱とは異なった方法により有償ポイントを付与する場合があります。
- 有償ポイント残高は、有効期限内の有償ポイントを保有する会員に対して、当社が毎月送付する通知文書にて確認することができます。
- 積み立てた有償ポイントは、累計ポイント 100 ポイント以上で当社が指定する各種商品 (以下「有償ポイント交換商品」という) との交換、又は当社と密接な関係を有する事業者 (以下「関連事業者」といいます) が提供するサービスのうち当社が指定するものに対する支払いに利用することができます。
- 有償ポイントを関連事業者が提供するサービスに対する支払いに利用する場合は、当該関連事業者は当該サービスの代金から会員が利用を希望した有償ポイントにつき、1 ポイントあたり 5 円に应ずる額を差し引くことにより、金銭にて支払いをした場合と同様の効果が生じるものとします。なお、関連事業者が 1 ポイントあたり 5 円を上回る金額を差し引いた場合であっても、当社は会員に対し 1 ポイントあたり 5 円相当の金銭的価値を付与するものであり、当該超過差分は関連事業者による優待であることを確認します。また、支払い後の有償ポイント残高は、当社所定の方法にてご確認いただくことができます。
- 会員が有償ポイントと対価を支払うことなく取得したハートワンポイントの両方を保有する場合、有効期限の先後を問わず、有償ポイントを優先して利用するものとします。
- 有償ポイント交換商品及び当社が指定する関連事業者のサービスの内容は当社ホームページ等でご確認ください。なお、有償ポイント交換商品の返品・取り消しはできませんのでご注意ください。また、有償ポイント交換基準は予告なしに変更させていただく場合があります。
- 当社の都合により本会員が交換を申し込んだ商品の提供ができない場合、本会員は当社の提供可能な他の商品を指定するか又は有償ポイント交換を撤回できます。なお、有償ポイント交換を撤回した時点で当社が既に有償ポイント数を減算している場合の当該減算有償ポイント数の本会員に対する返戻は、当社所定の時期、方法によります。
- 有償ポイント交換商品の送付先は、本会員の日本国内の届出住所又はカードのご利用明細書送付先とします。なお、本会員の届出住所に誤りがある等の理由により当該商品が送付できず当社に返送された場合、又は本会員の都合により当該商品をお受け取りいただけず当社に返送された場合については、当該商品は送付されたものとみなします。
- 各種有償ポイント交換商品に当社の責に帰すべき事由による場合を除いた原因にて紛失・盗難・汚損・破損等が生じても、当社は一切の責任を負いません。
- 有償ポイントは、理由の如何を問わず、当社が特に認める場合又は法令等により払戻しが義務付けられている場合を除き、払戻しは一切いたしません。

第 3 条 (有償ポイントの有効期限)

有償ポイントの有効期限については、無期限といたします。

第 4 条 (退会又は会員資格喪失時の有償ポイント)

本会員が退会等により会員資格を喪失した場合、その時点までの累計有償ポイントは失効するものとします。また、この場合でも当社は失効した有償ポイントの払い戻しはいたしません。

第 5 条 (超過付与时等の処理)

- 既になされた有償ポイントの付与の対価が実際に付与するべき額を超過していることが事後的に発覚した場合であっても、当社は原則として有償ポイントの減算をしないものとします。ただし、会員が承諾した場合はこの限りではありません。
- 超過付与した有償ポイントの減算により累計有償ポイントがマイナスとなる場合、原則として会員は前項の承諾をすることができません。

第 6 条 (譲渡禁止)

会員は、本規約に定めるほか、本規約に関わる契約上の地位又はその他の権利を第三者に譲渡、質入等することはできないものとします。

第 7 条 (システムの利用停止等)

- 当該会員の端末機、接続回線又は当社システムに障害が生じた場合は、有償ポイントを利用することができず、会員はこれを承諾するものとします。
- 当社が有償ポイントのシステムの保守作業等のため、その運営を停止する場合も前項と同様とします。この場合、当社は、予めその旨を当社所定の方法で会員に通知するものとします。ただし、やむを得ない場合にはこの限りではありません。
- 当社は、有償ポイントのシステム等に関する障害の発生等により有償ポイントに係るサービスを会員に対して提供し難い事由が生じた場合、会員に対し事前の予告をすることなく、有償ポイントに係るサービスの提供を中止することができるものとします。

第 8 条 (免責規定)

- 当社が、相当の注意をもって本人認証を行い、会員本人が有償ポイントに係る請求もしくは届出を行ったものとして取扱った場合においては、メールアドレス、電話番号、会員 ID 又はパスワードにつき偽造・変造・盗用その他の事故があっても、それにより生じた損害については、当社は責任を負わないものとします。

2. 前項の規定を除くほか、当社にその責めに帰すべき事由が認められない限り、会員が被った損害について当社は一切責任を負わないものとします。

第 9 条 (業務委託)

1. 会員は、当社の指定する委託先に対して、有償ポイントに関する業務を委託する場合があることを予め承諾するものとします。
2. 会員は、当社が前項の委託業務範囲を追加・変更することがあることを予め承諾するものとします。
3. 会員は、当社の指定する委託先が本条第 1 項の業務を行うために必要な範囲で、会員に関する情報を当社が指定する委託先に提供することを予め承諾するものとします。

第 10 条 (規約の変更等)

1. 本規約の内容は予告なく変更、改定又は廃止をする場合があります。なお、本規約の変更等は当社ホームページ等にてお知らせいたします。
2. 本プログラムは運営上の都合や天災・その他の非常事態による障害の発生等により、本プログラムの提供を予告なく一時的に中断することがあります。
3. 前各項の場合において当社は一切責任を負いません。

第 11 条 (お問い合わせ窓口)

有償ポイントに関する各種お問い合わせにつきましては、下記当社窓口までご連絡ください。

●大和ハウスフィナンシャル株式会社

〒 540-0031 大阪府大阪市中央区北浜東 4-33 北浜 NEXU ビル 9F TEL：06-6944-0900

(受付時間 9：30 ～ 18：00 土日祝日、年末年始、当社指定の休日を除く)

HeartOne ネットアンサー規約

第 1 条 (申込資格)

1. HeartOne ネットアンサーとは、大和ハウスフィナンシャル株式会社 (以下「当社」という) が発行したクレジットカード (一部所定のカードを除く、以下「HeartOne カード」という) の会員が、パーソナルコンピューター等 (以下「端末」という) からインターネットを介して当社所定のホームページ (以下「ホームページ」という) にアクセスした上で当社所定の方法により依頼をした場合に、当社が提供するサービス (以下「本サービス」という) をいいます。
2. HeartOne カード会員のうち、本規約を承認の上、当社所定の方法により登録をお申し込み、当社が認めた方を HeartOne ネットアンサー会員 (以下「会員」という) とします。なお、お申し込み時に、本サービス利用時に本人確認等のために使用するパスワード (以下「ネットアンサーパスワード」という) を届出いただきます。
3. 会員には ID (以下「ネットアンサー ID」といい、ネットアンサーパスワードと総称して以下「ネットアンサー ID 等」という) を付与します。当社がネットアンサー ID を通知したときに、お申し込み人に会員資格が生じるものとします。
4. 2. の登録は、HeartOne カード毎に行うものとします。

第 2 条 (本サービスの内容)

1. 会員が利用できる本サービスの内容については、当社がホームページにおいて別途揭示するものとします。
2. 本サービスの利用にあたり、会員は、本規約のほか当社が定める規定等 (以下総称して「本規約等」という) を遵守するものとします。
3. 当社は、入力されたネットアンサー ID 及びネットアンサーパスワードの一致を確認することによって、会員本人による本サービスの利用とみなします。なお、本サービスの提供において、本人認証のためにその他の手続きを求める場合があります。
4. 当社が提供した HeartOne カードの利用履歴等が提供前後に行われた利用の結果を反映しないなどの理由で事実と相違していた場合、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

第 3 条 (本人認証)

会員は、本人認証手続きに対応したオンライン加盟店においては、ネットアンサーパスワード又は当社が発行するワンタイムパスワードを入力する方法によりショッピングサービスを利用できるものとします。

第 4 条 (環境)

会員は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要な端末、通信機器、ソフトウェア、電話利用契約及びインターネット接続契約等を準備するものとします。

第 5 条 (ネットアンサー ID 等)

1. ネットアンサー ID 等は、会員が善良な管理者の注意をもって使用し、第三者に使用させたり、他人に知られたりすることのないよう管理するものとします。ネットアンサー ID 等につき改変、盗用又は不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社は一切責任を負いません。ただし、当社に故意又は重過失がある場合は、その限りではないものとします。

2. 会員は、ネットアンサー ID もしくはネットアンサーパスワードの盗難等があった場合、ネットアンサー ID もしくはネットアンサーパスワードの失念があった場合、又は、ネットアンサー ID もしくはネットアンサーパスワードが第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちに当社にその旨の連絡をするとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

第 6 条 (サービスの一時中断)

当社は、サービス提供のための装置の保守点検・設備更新・運営上の必要及び天災・災害・装置の故障等の事由により本サービスの提供を中断することがあります。

第 7 条 (免責事項)

1. 当社の責によらない通信機器、端末等の障害及び回線の不通等の障害等により、本サービスの取扱いが遅延又は不能となった場合、もしくは、当社が送信した情報に誤謬、脱落が生じた場合、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。
2. 電話回線等の通信経路について盗聴等がなされたことにより、会員のネットアンサー ID 等又は情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。
3. 本サービスの提供にあたり、当社がネットアンサー ID 及びネットアンサーパスワードの一致を確認のうえ取扱った場合、ネットアンサー ID、ネットアンサーパスワードにつき偽造、変造、盗用その他事故があっても、そのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

第 8 条 (変更の届出)

会員は、お申し込みの際に届け出た内容に変更があった場合、すみやかにその旨を当社が指定する方法により届け出るものとします。

第 9 条 (通知)

1. 本サービスの利用及び本規約に基づく会員宛の諸通知は、会員が申し出たメールアドレスにその内容を発信したときをもって、到達したものとみなします。会員は、当社からの諸通知を受信できるよう、メールソフトやセキュリティソフトなどの設定を行うものとします。
2. メールの管理を行うプロバイダーのコンピューターシステムの事故、又はメールアドレスの変更・廃止を行ったにもかかわらず第 8 条の変更の届出を行わなかった場合は、最終届出のメールアドレスに宛てて諸通知の内容を送信した時をもって到達したものとします。なお、第 1 項後段の設定を行わなかった場合も同様とします。

第 10 条 (個人情報の取扱い等)

会員の個人情報の取扱いその他本規約等に定めのない事項については、HeartOne カード規約及び個人情報の取扱い (収集・保有・利用・提供) に関する同意条項等の諸規定に定めるとおりとします。

第 11 条 (譲渡等の禁止)

会員は、本サービスを利用する地位または権利もしくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡、賃貸その他担保に供する等の行為をしてはならないものとします。

第 12 条 (退会)

会員が本サービスの退会を希望するときは、当社が指定する方法により届け出るものとします。退会登録の完了により、本サービスを利用することができなくなります。

第 13 条 (資格喪失)

会員が下記のいずれかに該当した場合、当社は会員資格を喪失させることができるものとします。

- (1) HeartOne カードの会員資格を喪失したとき。
- (2) お申し込み時に虚偽の事項を通知したことが判明したとき。
- (3) 本規約等に違反したとき。
- (4) HeartOne カード規約に違反したとき。
- (5) その他当社が不適当と判断する行為を行ったとき。
- (6) 当社が定める一定期間カードのご利用がないとき。

第 14 条 (損害賠償)

本規約又は本サービスに関して、利用者に損害が生じた場合でも、それが当社の故意又は過失に基づく債務不履行又は不法行為により生じた場合を除き、当社は一切責任を負わず、何らの補償を行いません。なお、当社が責任を負う場合でも、当社の故意又は重過失に基づく債務不履行又は不法行為により利用者に損害が生じた場合を除き、当社が負う責任の範囲は、利用者に現実に発生した通常損害の範囲に限られます。

第 15 条 (変更・廃止)

当社は、本サービスの全部もしくは一部を変更し又は廃止することができるものとします。当社は、当該変更又は廃止につき、本サービスの登録メー

メールアドレスへの連絡又は本サイトでの掲載その他当社所定の方法によりお知らせします。

第 16 条 (本規約の変更等)

HeartOne カード規約第 19 条(本規約の変更等)の規定は本規約の変更について準用します。この場合において、HeartOne カード規約第 19 条(本規約の変更等) 中「本規約」とあるのは、「HeartOne ネットアンサー規約」と読み替えるものとします。

第 17 条 (準拠法)

本規約の成立、効力、その他一切の事項に関しては、日本法が適用されるものとします。

第 18 条 (合意管轄)

本サービスの利用に関して当社と会員との間に生じた紛争については、会員の住所地又は当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

電磁的方法による通知に関する特則

第 1 条 (目的)

本特則は、当社が HeartOne ネットアンサー会員に対する諸通知を電磁的方法により行う場合の特則を定めたものです。

第 2 条 (適用)

本特則は、HeartOne ネットアンサー会員のうち、当社が指定するクレジットカード（以下「カード」という）の保有者（以下「カード会員」という）に適用されます。ただし、当該カード会員の一部については、本人が電磁的方法による通知を当社に申し入れた場合に適用されるものとします。

第 3 条 (電磁的方法による通知)

1. カード会員に対して当社がカードにかかる請求金額を通知する方法は、原則として、カード規約で定められる請求書に代えて、HeartOne ネットアンサー（以下「ネットアンサー」といいます）を通じて電磁的方法により通知する方法（以下「電磁的方法」という）によるものとします。
2. 前項のほか、当社がカード会員に対して以下の法令に基づく通知を行う場合も、電磁的方法で行うことを承諾していただきます。
 - (1) 貸金業法第 17 条第 1 項及び第 6 項に基づく通知。
 - (2) 割賦販売法第 30 条の 2 の 3 第 1 項、第 2 項、第 3 項に基づく通知。
3. カード会員は、前項の電磁的方法による通知につき承諾している場合であっても、当社が会員に電子書面を通知した日から 3 ヶ月間は、前項各号にかかる書面の交付を当社に申し出ることができます。

第 4 条 (電磁的方法)

1. 当社は、電磁的方法による通知として、当社所定の日までに当社のサーバー内にカード会員に対する通知内容を記録し、カード会員がウェブサイトから HeartOne ネットアンサーを通じて、当社所定の方法に従い当社のサーバー内にアクセスする方法で、当該内容をお知らせいたします。
2. 第 1 項の場合、カード会員には当該通知内容を、カード会員のパソコン等の端末に記録していただきます。

第 5 条 (ファイルへの記録方式)

電磁的方法における当社サーバーのデータベースは PostgreSQL9.3.5 以上を使用いたします。

第 6 条 (書面による方法への変更)

カード会員はいつでも、当社所定の方法で申し出ることにより、通知方法を電磁的方法に代えて書面による送付の方法に変更することができます。なお、書面による送付の方法に変更された場合、カード会員は当社所定の発行手数料を支払うものとします。

第 7 条 (例外規定)

当社は以下の場合第 3 条に定める通知を、電磁的方法に代えて書面による送付の方法で行うものといたします。

- (1) 法令等によって書面による送付が必要とされる場合。
- (2) 請求金額に修正等がある場合。
- (3) ネットアンサーの会員資格を喪失した場合。
- (4) その他、当社が必要と判断した場合。

2025年3月31日改定

賃借人（連名契約者も含む、以下「乙」という）は、賃貸人（以下「甲」という）との間で締結された申込書記載の賃貸物件（以下「本物件」という）の賃貸借契約（詳細は別紙賃貸借契約書のとおり。以下「原契約」といい、更新された場合は更新後の契約を含む。）に関し、大和ハウスフィナンシャル株式会社（以下「丙」という）が提供する家賃保証サービス（以下「本サービス」という）を本規約承認のうえ利用申込みをします。

第1条（契約の成立）

家賃保証サービス契約（以下「本契約」という）は、本サービス利用を申込み、本サービスの利用について丙の承認を得た乙が、原契約締結時に「保証内容確認書」を提出することで成立するものとします。なお、保証開始日は「保証内容確認書」記載の日付とします。

第2条（本サービスの内容）

本サービスは、原契約に基づき乙が甲に対して支払うべき貸室賃料、共益費及び駐車場賃料その他毎月定期的に貸室賃料と共に支払われる費用及び契約更新時の更新料、貸室明渡時の原状回復費用、残置物処理費用のうち保証内容確認書に記載の金員（以下、総称して「賃料等」という）について、次条以下に定める内容に従い、丙が乙の連帯保証人になることを目的としたサービスを言います。なお、本サービスにおける「賃料等」には、原契約の賃貸借契約開始日以前に乙が甲に直接支払う賃料等は含まないものとします。

第3条（本サービス料金）

- 乙は、丙に対し、本サービス利用料金として、申込書記載の初回サービス料を原契約締結時までに甲を経由して支払うものとし、月額サービス料は、第4条記載の方法で支払うものとします。なお、月の途中で退去した場合は日割りの返還サービス料は発生しないものとします。
- 乙は、丙に対し、第16条所定の本サービス期間中、賃貸借契約開始日以降原契約において規定された期間ごとに更新時サービス料を支払うものとします。なお、原契約の更新期間が変更された場合は、本サービスも変更後の更新期間が適用されるものとします。

第4条（賃料等及び月額サービス料の支払方法）

乙は賃料等及び月額サービス料を、次の方法で丙に支払うものとします。

①口座引落による支払

本条②による支払となる場合を除き、賃料等及び月額サービス料は乙が指定する金融機関の口座からの自動引落によりお支払いいただきます。

なお、乙が丙のクレジットカード会員の場合は、当該クレジットカード登録の支払方法を準用します。

②指定窓口での支払い

- クレジットカード登録支払を滞納した場合
乙が丙のクレジットカード会員であり、クレジットカード請求による賃料等及び月額サービス料の支払を滞納した場合、クレジットカード請求による支払を取りやめ、乙は丙の指定するコンビニエンスストア等で支払うものとします。
- 本条①に定める金融機関口座からの自動引落等の手続きが間に合わない場合、乙は、賃料等及び月額サービス料を丙の指定するコンビニエンスストア等で支払うものとします。

③事務手数料

- 本条①の口座引落による支払（クレジットカードを除く）の場合、乙は口座引落処理1回につき事務手数料を負担するものとします。
- 本条②i及びiiの場合、乙は丙所定の手事務手数料を負担するものとします。

第5条（明細書の発行）

前条における賃料等及び月額サービス料の支払に関する明細書の発行は以下のとおりとします。

①口座引落によるお支払いの場合、丙は明細書を発行いたしません。

②乙が丙のクレジットカード会員の場合、丙は電磁的方法（WEB 明細）又は郵送による方法（紙明細）により明細書を発行します。

第6条（支払日）

- 乙が丙のカード会員の場合、乙の丙に対する賃料等及び月額サービス料の支払は当該賃料等の発生月の翌月4日にお支払いいただきます。
- 乙が丙のカード会員でない場合、乙の丙に対する賃料等及び月額サービス料の支払は当該賃料等の発生月の27日にお支払いいただきます。
- 第4条②による指定窓口での支払いの場合、賃料等及び月額サービス料の支払は当該賃料等の発生月の翌月4日までにお支払いいただきます。
- 前3項に関して、支払日が金融機関休業日の場合は、翌営業日を支払日とします。

第7条（本サービスの保証の範囲）

- 丙は、甲に対し、乙が甲に対して負担する債務のうち、次の各号に定める金銭支払債務を、乙と連帯して保証するものとします。ただし、本契約の締結に際し、乙が丙に対し、自己の年収額、勤務先その他本サービス申込にあたり申告した丙の定める重要事項について虚偽申告を行っていた場合並びに甲と丙の間で締結される賃貸保証契約所定の免責事項に該当する場合はこの限りではありません。
 - 原契約に基づいて乙が負担する賃料等の滞納分。

②原契約解除日から本物件明渡し完了日までに発生する使用損害金。ただし、保証する当該使用損害金は、1ヶ月につき、賃料等の1ヶ月分とします。

③乙が原契約の解約を申入れた日から明渡し予定日までの期間が原契約に定める解約申入れ期限に満たない場合における不足日数分の賃料等相当額
※例：賃貸借契約の解約を1ヶ月以上前に申し出る取り決めがされているにもかかわらず解約の申し出から明け渡しまでの期間が1ヶ月に満たない場合など

④原状回復費用。ただし、敷金などの預かり金にて相殺できるものを除き、かつ月額賃料の2ヶ月を上限とします。

⑤前4号の合計額の保証上限額は、合せて賃料等の24ヶ月分を上限とします。

⑥原契約に基づいて負担する更新料の滞納分。ただし月額賃料等の2ヶ月分を上限とします。

⑦原契約の解除後における、本物件内残置物の撤出・運搬・保管・処分にかかる費用

2. 丙は、次の債務については、甲と丙との間に特約なき限りその責を負わないものとします。

①退去予告通知義務違反の場合における違約金等

②早期解約による違約金等

③戦争、地震、天変地異等不可抗力によって生じた損害

④火災、ガス爆発、自殺等乙の故意・過失行為によって生じた損害

⑤その他、本条第1項に含まれない債務

第8条（保証債務の履行）

1. 乙が原契約に基づき負担する債務の履行の全部または一部を遅滞した場合、丙は、乙に対する何らの通知なくして甲に対して保証債務の履行としての支払いを行い、次項に基づき乙に求償することができる。なお、丙は本契約に基づき乙が丙に対し支払うべき賃料等の滞納分にかかる支払債務を乙の丙に対する次項①に定める償還債務の一部として取り扱うことができるものとします。

2. 丙が保証債務を履行したとき、乙は、丙に対し次の各号に定める金額を直ちに償還しなければならず、丙が保証債務を履行した日以降遅滞の責任を負うものとします。

① 丙の甲に対する保証債務の履行額

② 丙の甲に対する保証債務の履行のために要した費用

③ 丙の乙に対する求償権実行または保全に要した費用

3. 乙が原契約に基づき甲に対して負担する債務を履行しないことにつき正当な事由がある場合、乙は丙に対し、当該債務の履行期の前日までに当該債務の内容及び当該事由を連絡しなければならないものとします。

4. 乙は、前項の連絡を怠った場合、前項に事由の存在を理由に丙の求償請求を拒むことはできないものとします。

5. 乙が丙に対して本条2項の支払いを遅滞したときは、乙は丙に対し、本条2項に定める金額に対するその遅滞の日より支払い済みに至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

6. 丙は、乙による支払額が、乙が支払うべき賃料等及び月額保証料に満たなかった場合は、特に通知をせずに丙が適当と認める順序・方法によりいずれの債務にも充当できるものとします。

7. 乙は、丙が甲から賃料等の収納代行事務（以下「収納代行」という）の委託を受けていることを認め、丙に対し、賃料等の支払いを行うものとし、当該支払いを拒むことができないものとします。

第9条（事前求償）

1. 次の各号のいずれかに該当する事由が生じたとき、丙は保証債務の履行前であっても、乙に対し事前の求償権を行使することができるものとします。

① 乙が原契約の定める期限までに賃料等を支払わないとき。

② 前号に定める場合のほか、乙が原契約または本契約の各条項に違反し求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

③ 乙が仮処分、仮差押、強制執行または担保権の実行としての競売の申立を受けたとき。

④ 乙について破産手続開始、特別清算手続開始、民事再生手続開始または会社更生手続開始の申立があったとき。

⑤ 丙の責に帰すことのできない事由により丙に乙の所在が不明になったとき。

2. 丙が前項により乙に対して求償権を行使する場合、乙は民法第461条に基づく抗弁権を主張できないことを予め承諾するものとします。

第10条（賃料等支払債務に関するみなし規定）

乙の甲に対する賃料等の支払債務は、丙が甲に保証債務の履行としての支払いをしたときではなく、乙が丙に対し第4条に基づく支払いをしたときをもって履行されたものとみなし、乙の丙に対する求償債務の支払いがなされないことは、乙の甲に対する賃料等の支払債務の不払いとみなして解除等の規定を適用するものとします。

第11条（甲が丙に委託する事項）

甲は、自ら行うべき次の事項について、あらかじめ丙に対してもその権限を委託するものとします。なお、丙が次の事項を行う場合は、甲へ事前に通知するものとします。

①本物件への予告書の差置き、投函その他の方法により、原契約を解除することを予告すること。

②原契約を解除すること。

第12条（遵守事項）

乙は、原契約の各条項を誠実に遵守しなければならないものとします。

第13条（特則）

丙は、法令上認められている場合、または、乙の承諾がある場合等の正当な理由がある場合、以下の行為を行うことができるものとします。

- ①乙において賃料等及び月額サービス料の滞納が生じたときに、乙に対し、電報、電話、訪問、文書の掲示・差し置き、封書による通知等相当の手段により支払を行うよう督促を行うこと。
- ②乙が予め指定した緊急連絡先その他の関係者へ連絡すること。

第14条（再委託）

丙は、本契約に基づき、受託または授権された事務の一部を丙が任意に選定する第三者に再委託することができるものとします。

第15条（譲渡担保）

1. 乙は、本契約に基づく丙の乙に対する一切の債権を担保するため、原契約に基づく乙の甲に対する敷金・保証金等返還請求権を丙に譲り渡し、丙はこれを譲り受けるものとします。
2. 乙は、原契約に基づく敷金・保証金等返還請求権について、丙以外の者への譲渡・担保差入その他の処分をしてはならないものとします。

第16条（本サービス期間）

1. 本契約に基づく本サービスの期間は、特段の定めがない限り原契約書記載の賃貸借契約開始日から、本物件の明渡しまでとします。ただし、甲、乙、丙の三者間における合意が成立した場合には、この限りではありません。
2. 前項にかかわらず、以下に定める事由のいずれかが発生した場合、その時をもって、本契約に定める丙の甲に対する本サービスは終了するものとします。ただし、当該事由につき丙の書面による事前の承諾があった場合にはこの限りではありません。
 - ① 乙の原契約上の地位が第三者に移転した場合
 - ② 原契約に基づく賃借権の譲渡・転貸等がなされた場合または本物件の占有者に追加・変更等があった場合。
 - ③ 原契約の内容に重大な変更があった場合。

第17条（クレジットカード退会の禁止）

乙が丙のクレジットカード会員の場合は、本契約期間中は原則として乙の任意によるクレジットカードの退会は出来ないものとします。ただし、丙が退会申出事由につき合理性を認めた場合を除きます。

第18条（本サービス申込時の申告内容ならびに原契約の記載内容の変更等の届出）

本契約締結後、本サービス申込時の申告内容ならびに原契約の記載内容に変更が生じたとき、または原契約の終了が決定したときは、乙は丙に対し、速やかにその旨及びかかる変更の内容を届け出なければならないものとします。なお、原契約を変更する場合（ただし、賃料等の減額を除く）には、丙の書面による事前の承諾を取得するものとし、かかる承諾がない限り、原契約の変更は、丙に対しては効力を生じないものとします。

第19条（反社会的勢力との関係の遮断）

1. 乙は、自己（本物件の入居者及び本サービス申込時に申告された緊急連絡先を含む）が、現在及び将来において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、これらの共生者、その他これらに準ずる者、テロリスト（疑いがある場合も含む）に該当しないことを表明し、保証します。
2. 乙は、自ら（本物件の入居者及び本サービス申込時に申告された緊急連絡先を含む）または第三者を利用して次の各号の一にも該当する行為を行わないことを確約します。
 - ①暴力的な行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求
 - ③取引に際しての脅迫的な言動または暴力
 - ④風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
3. 乙（本物件の入居者及び本サービス申込時に申告された緊急連絡先を含む）が、第1項各号に該当した場合、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、乙は、原契約の定めにかかわらず甲から原契約を解除されることについて異議なく承諾するものとします。また、丙は、何ら催告を要せずして、本契約を解除することができるとともに、本物件の明渡しが完了する日までの間に生じる保証債務の履行を停止することができるものとします。
4. 丙は、前項の規定の適用により乙が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとします。

第20条（特約）

- ① 甲が甲丙間で締結した HeartOne 家賃保証サービス実施に関する基本契約所定の方法を経ずに本物件の賃貸人たる地位を第三者に移転等した場合、丙は本契約を解除することができるものとします。
- ② 丙は、甲丙間で締結した HeartOne 家賃保証サービス実施に関する基本契約を解除したときには、本契約を解除することができるものとします。

第21条（追加的措置）

乙は、本契約の目的を達するために丙が必要または適切とみなす契約書その他の書類の作成、調印を丙から要求された場合は、これを速やかに作成、調印して丙に交付するものとします。

第22条（本規約の変更）

1. 丙は、次の各号に該当する場合には、本規約を次項に定める方法により変更することができます。
 - ①変更の内容が乙の一般の利益に適合するとき
 - ②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。
2. 前項に基づく変更にあたっては、丙は、効力発生日を定めた上で、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、丙の HP にてあらかじめ公表します。
3. 丙は、前二項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を丙の HP において公表する方法により周知した上で、本規約の変更を行うことができます。この場合には乙は当該周知の後に本規約に係る取引を行うことにより変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されます。
4. 前項に基づく規約の変更に異議がある場合、乙は丙に対して本契約解除の申出を行うことができ、丙はこれを承諾します。

第23条（協議事項）

本契約に定めのない事項については、関係法令または一般的社会慣習に従い、協議のうえ解決をはかるものとします。

第24条（合意管轄裁判所）

本契約に関して乙丙間に紛争が生じた場合は、大阪地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

第25条（相談窓口）

本契約についてのご相談は、下記の窓口までお願いします。

大和ハウスフィナンシャル株式会社

〒 540-0031 大阪府大阪市中央区北浜東 4-33 北浜 NEXU ビル 9F

TEL：06-6944-0900

ハートワン(有償ポイント)サービス規約改定のお知らせ

2025年3月31日をもって「ハートワン(有償ポイント)サービス規約」を改定いたします。改定箇所は以下のとおりです。

■ ハートワン(有償ポイント)サービス規約 新旧対照表

改定前	改定後
<p>第3条(有償ポイントの<u>積立期間</u>・有効期限)</p> <p>有償ポイントの有効期限は<u>毎年4月1日を起算日とし翌年の3月末を終了日とする1年間を1期間とし、最長6期間(6年間)までとします。なお、6期間を経た累計有償ポイントは第7期の4月14日に第1期の残有償ポイントは自動的に失効いたしますが、第2期から第6期までの有償ポイントは累計有償ポイントとして継続され、翌年以降も同様とします。また、当社は失効した有償ポイントの払い戻しをせず、会員はこれを承諾するものとします。</u></p>	<p>第3条(有償ポイントの有効期限)</p> <p>有償ポイントの有効期限については、<u>無制限といたします。</u></p>

【下線部は改定部分を示します。】

以上

HeartOne 家賃保証サービス会員規約改定のお知らせ

2025年3月31日をもって「HeartOne 家賃保証サービス会員規約」を改定いたします。改定箇所は以下のとおりです。

■ HeartOne 家賃保証サービス会員規約 新旧対照表

改定前	改定後
<p>第4条(賃料等及び月額サービス料の支払方法)</p> <p>乙は賃料等及び月額サービス料を、次の方法で丙に支払うものとします。</p> <p>① 口座引落による支払</p> <p>本項第2号による支払となる場合を除き、賃料等及び月額サービス料は乙が指定する金融機関の口座からの自動引落によりお支払いいただきます。なお、乙が丙のクレジットカード会員の場合は、当該クレジットカード登録の支払方法を準用します。</p> <p>② 指定窓口での支払い</p> <p>i クレジットカード登録支払を滞納した場合 略</p> <p>ii 第1号に定める金融機関口座からの自動引落等の手続きが間に合わない場合、乙は、賃料等及び月額サービス料を丙の指定するコンビニエンスストア等で支払うものとします。</p> <p>③ 略</p> <p>第6条(支払日)</p> <p>1～2 略</p> <p>3. 第4条第2号による指定窓口での支払いの場合、賃料等及び月額サービス料の支払は当該賃料等の発生月の翌月4日までにお支払いいただきます。</p> <p>4. 略</p> <p>第7条(本サービスの保証の範囲)</p> <p>1. 丙は、甲に対し、乙が甲に対して負担する債務のうち、次の各号に定める金銭支払債務を、乙と連帯して保証するもの</p>	<p>第4条(賃料等及び月額サービス料の支払方法)</p> <p>乙は賃料等及び月額サービス料を、次の方法で丙に支払うものとします。</p> <p>① 口座引落による支払</p> <p>本条②による支払となる場合を除き、賃料等及び月額サービス料は乙が指定する金融機関の口座からの自動引落によりお支払いいただきます。なお、乙が丙のクレジットカード会員の場合は、当該クレジットカード登録の支払方法を準用します。</p> <p>② 指定窓口での支払い</p> <p>i クレジットカード登録支払を滞納した場合 略</p> <p>ii 本条①に定める金融機関口座からの自動引落等の手続きが間に合わない場合、乙は、賃料等及び月額サービス料を丙の指定するコンビニエンスストア等で支払うものとします。</p> <p>③ 略</p> <p>第6条(支払日)</p> <p>1～2 略</p> <p>3. 第4条②による指定窓口での支払いの場合、賃料等及び月額サービス料の支払は当該賃料等の発生月の翌月4日までにお支払いいただきます。</p> <p>4. 略</p> <p>第7条(本サービスの保証の範囲)</p> <p>1. 丙は、甲に対し、乙が甲に対して負担する債務のうち、次の各号に定める金銭支払債務を、乙と連帯して保証するもの</p>

とします。ただし、本契約の締結に際し、乙が丙に対し、自己の年収額、勤務先及び入居申込書兼 HeartOne 家賃保証サービス申込書に記載された丙の定める重要事項について虚偽申告を行っていた場合並びに甲と丙の間で締結される賃貸保証契約所定の免責事項に該当する場合はこの限りではありません。

①～⑦ 略

2. 略

第8条(保証債務の履行)

1. 乙が原契約に基づき負担する債務の履行の全部または一部を遅滞した場合、丙は、乙に対する何らの通知なくして甲に対して保証債務の履行としての支払いを行い、次項に基づき乙に求償することができる。なお、丙は本契約に基づき乙が丙に対し支払うべき賃料等の滞納分にかかる支払債務を乙の丙に対する次項第①号に定める償還債務の一部として取り扱うことができるものとします。

2～7 略

第18条(入居申込書兼 HeartOne 家賃保証サービス申込書ならびに原契約の変更等の届出)

本契約締結後、「入居申込書兼 HeartOne 家賃保証サービス申込書」ならびに原契約の記載内容に変更が生じたとき、または原契約の終了が決定したときは、乙は丙に対し、速やかにその旨及びかかる変更の内容を届け出なければならないものとします。なお、原契約を変更する場合(ただし、賃料等の減額を除く)には、丙の書面による事前の承諾を取得するものとし、かかる承諾がない限り、原契約の変更は、丙に対しては効力を生じないものとします。

第19条(反社会的勢力との関係の遮断)

1. 乙は、自己(本物件の入居者及び「入居申込書兼 HeartOne 家賃保証サービス申込書」記載の緊急連絡先を

とします。ただし、本契約の締結に際し、乙が丙に対し、自己の年収額、勤務先その他本サービス申込にあたり申告した丙の定める重要事項について虚偽申告を行っていた場合並びに甲と丙の間で締結される賃貸保証契約所定の免責事項に該当する場合はこの限りではありません。

①～⑦ 略

2. 略

第8条(保証債務の履行)

1. 乙が原契約に基づき負担する債務の履行の全部または一部を遅滞した場合、丙は、乙に対する何らの通知なくして甲に対して保証債務の履行としての支払いを行い、次項に基づき乙に求償することができる。なお、丙は本契約に基づき乙が丙に対し支払うべき賃料等の滞納分にかかる支払債務を乙の丙に対する次項①に定める償還債務の一部として取り扱うことができるものとします。

2～7 略

第18条(本サービス申込時の申告内容ならびに原契約の記載内容の変更等の届出)

本契約締結後、本サービス申込時の申告内容ならびに原契約の記載内容に変更が生じたとき、または原契約の終了が決定したときは、乙は丙に対し、速やかにその旨及びかかる変更の内容を届け出なければならないものとします。なお、原契約を変更する場合(ただし、賃料等の減額を除く)には、丙の書面による事前の承諾を取得するものとし、かかる承諾がない限り、原契約の変更は、丙に対しては効力を生じないものとします。

第19条(反社会的勢力との関係の遮断)

1. 乙は、自己(本物件の入居者及び本サービス申込時に申告された緊急連絡先を含む)が、現在及び将来において、

<p>含む)が、現在及び将来において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、これらの共生者、その他これらに準ずる者、テロリスト(疑いがある場合も含む)に該当しないことを表明し、保証します。</p> <p>2. 乙は、自ら(本物件の入居者及び「<u>入居申込書兼 HeartOne 家賃保証サービス申込書</u>」記載の緊急連絡先を含む)または第三者を利用して次の各号の一にも該当する行為を行わないことを確約します。</p> <p>①～⑤ 略</p> <p>3. 乙(本物件の入居者及び「<u>入居申込書兼 HeartOne カード 家賃保証サービス申込書</u>」記載の緊急連絡先を含む)が、第1項各号に該当した場合、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、乙は、原契約の定めにかかわらず甲から原契約を解除されることについて異議なく承諾するものとします。また、丙は、何ら催告を要せずして、本契約を解除することができるとともに、本物件の明渡しが完了する日までの間に生じる保証債務の履行を停止することができるものとします。</p> <p>4. 略</p>	<p>暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、これらの共生者、その他これらに準ずる者、テロリスト(疑いがある場合も含む)に該当しないことを表明し、保証します。</p> <p>2. 乙は、自ら(本物件の入居者及び<u>本サービス申込時に申告された</u>緊急連絡先を含む)または第三者を利用して次の各号の一にも該当する行為を行わないことを確約します。</p> <p>①～⑤ 略</p> <p>3. 乙(本物件の入居者及び<u>本サービス申込時に申告された</u>緊急連絡先を含む)が、第1項各号に該当した場合、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、乙は、原契約の定めにかかわらず甲から原契約を解除されることについて異議なく承諾するものとします。また、丙は、何ら催告を要せずして、本契約を解除することができるとともに、本物件の明渡しが完了する日までの間に生じる保証債務の履行を停止することができるものとします。</p> <p>4. 略</p>
---	---

【下線部は改定部分を示します。】

以上

HeartOne 家賃保証サービス会員規約

個人申込用
HeartOne

賃借人（連名契約者も含む、以下「乙」という）は、賃貸人（以下「甲」という）との間で締結された申込書記載の賃貸物件（以下「本物件」という）の賃貸借契約（詳細は別紙賃貸借契約書のとおり。以下「原契約」といい、更新された場合は更新後の契約を含む。）に関し、大和ハウスフィナンシャル株式会社（以下「丙」という）が提供する家賃保証サービス（以下「本サービス」という）を本規約承認のうえ利用申込みをします。

第1条（契約の成立）

家賃保証サービス契約（以下「本契約」という）は、本サービス利用を申込み、本サービスの利用について丙の承認を得た乙が、原契約締結時に「保証内容確認書」を提出することで成立するものとします。なお、保証開始日は「保証内容確認書」記載の日付とします。

第2条（本サービスの内容）

本サービスは、原契約に基づき乙が甲に対して支払うべき貸室賃料、共益費及び駐車場賃料その他毎月定期的に貸室賃料と共に支払われる費用及び契約更新時の更新料、貸室明渡時の原状回復費用、残置物処理費用のうち保証内容確認書に記載の金員（以下、総称して「賃料等」という）について、次条以下に定める内容に従い、丙が乙の連帯保証人になることを目的としたサービスを言います。なお、本サービスにおける「賃料等」には、原契約の賃貸借契約開始日以前に乙が甲に直接支払う賃料等は含まれないものとします。

第3条（本サービス料金）

- 乙は、丙に対し、本サービス利用料金として、申込書記載の初回サービス料を原契約締結時までに甲を経由して支払うものとし、月額サービス料は、第4条記載の方法で支払うものとします。なお、月の途中で退去した場合は日割りの返還サービス料は発生しないものとします。
- 乙は、丙に対し、第16条所定の本サービス期間中、賃貸借契約開始日以降原契約において規定された期間ごとに更新時サービス料を支払うものとします。なお、原契約の更新期間が変更された場合は、本サービスも変更後の更新期間が適用されるものとします。

第4条（賃料等及び月額サービス料の支払方法）

乙は賃料等及び月額サービス料を、次の方法で丙に支払うものとします。

①口座引落による支払

本条②による支払となる場合を除き、賃料等及び月額サービス料は乙が指定する金融機関の口座からの自動引落によりお支払いいただきます。

なお、乙が丙のクレジットカード会員の場合は、当該クレジットカード登録の支払方法を準用します。

②指定窓口での支払い

- クレジットカード登録支払を滞納した場合
乙が丙のクレジットカード会員であり、クレジットカード請求による賃料等及び月額サービス料の支払を滞納した場合、クレジットカード請求による支払を取りやめ、乙は丙の指定するコンビニエンスストア等で支払うものとします。
- 本条①に定める金融機関口座からの自動引落等の手続きが間に合わない場合、乙は、賃料等及び月額サービス料を丙の指定するコンビニエンスストア等で支払うものとします。

③事務手数料

- 本条①の口座引落による支払（クレジットカードを除く）の場合、乙は口座引落処理1回につき事務手数料を負担するものとします。
- 本条②i及びiiの場合、乙は丙所定の事務手数料を負担するものとします。

第5条（明細書の発行）

前条における賃料等及び月額サービス料の支払に関する明細書の発行は以下のとおりとします。

①口座引落によるお支払いの場合、丙は明細書を発行いたしません。

②乙が丙のクレジットカード会員の場合、丙は電磁的方法（WEB 明細）又は郵送による方法（紙明細）により明細書を発行します。

第6条（支払日）

- 乙が丙のカード会員の場合、乙の丙に対する賃料等及び月額サービス料の支払は当該賃料等の発生月の翌月4日にお支払いいただきます。
- 乙が丙のカード会員でない場合、乙の丙に対する賃料等及び月額サービス料の支払は当該賃料等の発生月の27日にお支払いいただきます。
- 第4条②による指定窓口での支払いの場合、賃料等及び月額サービス料の支払は当該賃料等の発生月の翌月4日までにお支払いいただきます。
- 前3項に関して、支払日が金融機関休業日の場合は、翌営業日を支払日とします。

第7条（本サービスの保証の範囲）

- 丙は、甲に対し、乙が甲に対して負担する債務のうち、次の各号に定める金銭支払債務を、乙と連帯して保証するものとします。ただし、本契約の締結に際し、乙が丙に対し、自己の年収額、勤務先その他本サービス申込にあたり申告した丙の定める重要事項について虚偽申告を行っていた場合並びに甲と丙の間で締結される賃貸保証契約所定の免責事項に該当する場合はこの限りではありません。
 - 原契約に基づいて乙が負担する賃料等の滞納分。

②原契約解除日から本物件明渡し完了日までに発生する使用損害金。ただし、保証する当該使用損害金は、1ヶ月につき、賃料等の1ヶ月分とします。

③乙が原契約の解約を申入れた日から明渡し予定日までの期間が原契約に定める解約申入れ期限に満たない場合における不足日数分の賃料等相当額
※例：賃貸借契約の解約を1ヶ月以上前に申し出る取り決めがされているにもかかわらず解約の申し出から明け渡しまでの期間が1ヶ月に満たない場合など

④原状回復費用。ただし、敷金などの預かり金にて相殺できるものを除き、かつ月額賃料の2ヶ月を上限とします。

⑤前4号の合計額の保証上限額は、合せて賃料等の24ヶ月分を上限とします。

⑥原契約に基づいて負担する更新料の滞納分。ただし月額賃料等の2ヶ月分を上限とします。

⑦原契約の解除後における、本物件内残置物の撤出・運搬・保管・処分にかかる費用

2. 丙は、次の債務については、甲と丙との間に特約なき限りその責を負わないものとします。

①退去予告通知義務違反の場合における違約金等

②早期解約による違約金等

③戦争、地震、天変地異等不可抗力によって生じた損害

④火災、ガス爆発、自殺等乙の故意・過失行為によって生じた損害

⑤その他、本条第1項に含まれない債務

第8条（保証債務の履行）

1. 乙が原契約に基づき負担する債務の履行の全部または一部を遅滞した場合、丙は、乙に対する何らの通知なくして甲に対して保証債務の履行としての支払いを行い、次項に基づき乙に求償することができる。なお、丙は本契約に基づき乙が丙に対し支払うべき賃料等の滞納分にかかる支払債務を乙の丙に対する次項①に定める償還債務の一部として取り扱うことができるものとします。

2. 丙が保証債務を履行したとき、乙は、丙に対し次の各号に定める金額を直ちに償還しなければならず、丙が保証債務を履行した日以降遅滞の責任を負うものとします。

① 丙の甲に対する保証債務の履行額

② 丙の甲に対する保証債務の履行のために要した費用

③ 丙の乙に対する求償権実行または保全に要した費用

3. 乙が原契約に基づき甲に対して負担する債務を履行しないことにつき正当な事由がある場合、乙は丙に対し、当該債務の履行期の前日までに当該債務の内容及び当該事由を連絡しなければならないものとします。

4. 乙は、前項の連絡を怠った場合、前項に事由の存在を理由に丙の求償請求を拒むことはできないものとします。

5. 乙が丙に対して本条2項の支払いを遅滞したときは、乙は丙に対し、本条2項に定める金額に対するその遅滞の日より支払い済みに至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

6. 丙は、乙による支払額が、乙が支払うべき賃料等及び月額保証料に満たなかった場合は、特に通知をせずに丙が適当と認める順序・方法によりいずれの債務にも充当できるものとします。

7. 乙は、丙が甲から賃料等の収納代行事務（以下「収納代行」という）の委託を受けていることを認め、丙に対し、賃料等の支払いを行うものとし、当該支払いを拒むことができないものとします。

第9条（事前求償）

1. 次の各号のいずれかに該当する事由が生じたとき、丙は保証債務の履行前であっても、乙に対し事前の求償権を行使することができるものとします。

① 乙が原契約の定める期限までに賃料等を支払わないとき。

② 前号に定める場合のほか、乙が原契約または本契約の各条項に違反し求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

③ 乙が仮処分、仮差押、強制執行または担保権の実行としての競売の申立を受けたとき。

④ 乙について破産手続開始、特別清算手続開始、民事再生手続開始または会社更生手続開始の申立があったとき。

⑤ 丙の責に帰すことのできない事由により丙に乙の所在が不明になったとき。

2. 丙が前項により乙に対して求償権を行使する場合、乙は民法第461条に基づく抗弁権を主張できないことを予め承諾するものとします。

第10条（賃料等支払債務に関するみなし規定）

乙の甲に対する賃料等の支払債務は、丙が甲に保証債務の履行としての支払いをしたときではなく、乙が丙に対し第4条に基づく支払いをしたときをもって履行されたものとみなし、乙の丙に対する求償債務の支払いがなされないことは、乙の甲に対する賃料等の支払債務の不払いとみなして解除等の規定を適用するものとします。

第11条（甲が丙に委託する事項）

甲は、自ら行うべき次の事項について、あらかじめ丙に対してもその権限を委託するものとします。なお、丙が次の事項を行う場合は、甲へ事前に通知するものとします。

①本物件への予告書の差置き、投函その他の方法により、原契約を解除することを予告すること。

②原契約を解除すること。

第12条（遵守事項）

乙は、原契約の各条項を誠実に遵守しなければならないものとします。

第13条（特則）

丙は、法令上認められている場合、または、乙の承諾がある場合等の正当な理由がある場合、以下の行為を行うことができるものとします。

- ①乙において賃料等及び月額サービス料の滞納が生じたときに、乙に対し、電報、電話、訪問、文書の掲示・差し置き、封書による通知等相当の手段により支払を行うよう督促を行うこと。
- ②乙が予め指定した緊急連絡先その他の関係者へ連絡すること。

第14条（再委託）

丙は、本契約に基づき、受託または授權された事務の一部を丙が任意に選定する第三者に再委託することができるものとします。

第15条（譲渡担保）

1. 乙は、本契約に基づく丙の乙に対する一切の債権を担保するため、原契約に基づく乙の甲に対する敷金・保証金等返還請求権を丙に譲り渡し、丙はこれを譲り受けるものとします。
2. 乙は、原契約に基づく敷金・保証金等返還請求権について、丙以外の者への譲渡・担保差入その他の処分をしてはならないものとします。

第16条（本サービス期間）

1. 本契約に基づく本サービスの期間は、特段の定めがない限り原契約書記載の賃貸借契約開始日から、本物件の明渡しまでとします。ただし、甲、乙、丙の三者間における合意が成立した場合には、この限りではありません。
2. 前項にかかわらず、以下に定める事由のいずれかが発生した場合、その時をもって、本契約に定める丙の甲に対する本サービスは終了するものとします。ただし、当該事由につき丙の書面による事前の承諾があった場合にはこの限りではありません。
 - ① 乙の原契約上の地位が第三者に移転した場合
 - ② 原契約に基づく賃借権の譲渡・転貸等がなされた場合または本物件の占有者に追加・変更等があった場合。
 - ③ 原契約の内容に重大な変更があった場合。

第17条（クレジットカード退会の禁止）

乙が丙のクレジットカード会員の場合は、本契約期間中は原則として乙の任意によるクレジットカードの退会は出来ないものとします。ただし、丙が退会申出事由につき合理性を認めた場合を除きます。

第18条（本サービス申込時の申告内容ならびに原契約の記載内容の変更等の届出）

本契約締結後、本サービス申込時の申告内容ならびに原契約の記載内容に変更が生じたとき、または原契約の終了が決定したときは、乙は丙に対し、速やかにその旨及びかかる変更の内容を届け出なければならないものとします。なお、原契約を変更する場合（ただし、賃料等の減額を除く）には、丙の書面による事前の承諾を取得するものとし、かかる承諾がない限り、原契約の変更は、丙に対しては効力を生じないものとします。

第19条（反社会的勢力との関係の遮断）

1. 乙は、自己（本物件の入居者及び本サービス申込時に申告された緊急連絡先を含む）が、現在及び将来において、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、これらの共生者、その他これらに準ずる者、テロリスト（疑いがある場合も含む）に該当しないことを表明し、保証します。
2. 乙は、自ら（本物件の入居者及び本サービス申込時に申告された緊急連絡先を含む）または第三者を利用して次の各号の一にも該当する行為を行わないことを確約します。
 - ①暴力的な行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求
 - ③取引に際しての脅迫的な言動または暴力
 - ④風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
3. 乙（本物件の入居者及び本サービス申込時に申告された緊急連絡先を含む）が、第1項各号に該当した場合、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、乙は、原契約の定めにかかわらず甲から原契約を解除されることについて異議なく承諾するものとします。また、丙は、何ら催告を要せずして、本契約を解除することができるとともに、本物件の明渡しが完了する日までの間に生じる保証債務の履行を停止することができるものとします。
4. 丙は、前項の規定の適用により乙が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとします。

第20条（特約）

- ① 甲が甲丙間で締結した HeartOne 家賃保証サービス実施に関する基本契約所定の方法を経ずに本物件の賃貸人たる地位を第三者に移転等した場合、丙は本契約を解除することができるものとします。
- ② 丙は、甲丙間で締結した HeartOne 家賃保証サービス実施に関する基本契約を解除したときには、本契約を解除することができるものとします。

第21条（追加的措置）

乙は、本契約の目的を達するために丙が必要または適切とみなす契約書その他の書類の作成、調印を丙から要求された場合は、これを速やかに作成、調印して丙に交付するものとします。

第22条（本規約の変更）

1. 丙は、次の各号に該当する場合には、本規約を次項に定める方法により変更することができます。
 - ①変更の内容が乙の一般の利益に適合するとき
 - ②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。
2. 前項に基づく変更にあたっては、丙は、効力発生日を定めた上で、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、丙の HP にてあらかじめ公表します。
3. 丙は、前二項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を丙の HP において公表する方法により周知した上で、本規約の変更を行うことができます。この場合には乙は当該周知の後に本規約に係る取引を行うことにより変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されます。
4. 前項に基づく規約の変更に異議がある場合、乙は丙に対して本契約解除の申出を行うことができ、丙はこれを承諾します。

第23条（協議事項）

本契約に定めのない事項については、関係法令または一般的社会慣習に従い、協議のうえ解決をはかるものとします。

第24条（合意管轄裁判所）

本契約に関して乙丙間に紛争が生じた場合は、大阪地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とします。

第25条（相談窓口）

本契約についてのご相談は、下記の窓口までお願いします。

大和ハウスフィナンシャル株式会社

〒 540-0031 大阪府大阪市中央区北浜東 4-33 北浜 NEXU ビル 9F

TEL：06-6944-0900

<コスモイニシア賃貸物件申込時承諾事項>

1. 申込をいただく貸室（以下「本貸室」と言います）の室内の状況並びに周囲の状況を確認し、賃貸借条件をご確認の上、お申込みください。
2. **個人契約でWEBフォームでご入力いただいた内容は、申込申請書（以下「申込書」と言います）に転記され申込内容として取り扱います。**
WEBで個人情報利用同意を行わない場合、申込書類は申込者さまの自署にてご記載ください。
法人契約の場合、申込書に申込名義にて署名・捺印を行い、申込時にご提出ください。
3. **申込後コスモイニシアまたは提携企業より申込申請書に記載いただいている各種連絡先に連絡をさせていただきます。**
お住まいいただくにあたっての、インターネット回線・新電力・新ガスのご紹介をさせていただきます。
*ご紹介させていただく商品のご利用は賃貸借契約条件とはなりません。

株式会社コスモイニシアより、こちらの番号から連絡をすることがあります。

03-5444-3440

4. 申込書の入居予定者欄に記載の無い方はご入居になれません。入居予定者さま全員のご記載をお願いいたします。
5. 申込書は本貸室の賃貸借契約の際、契約書類として取り扱います。
6. 申込書のご提出によりコスモイニシアが入居審査を行います。その結果、契約をお断りさせていただく場合がありますので予めご了承ください。
※大和ハウスフィナンシャル株式会社 HeartOne家賃保証サービスをお申込みの場合、
契約をお断りさせていただく場合や契約に至らない場合でも、保証会社の審査が承認されるとクレディセゾンからカード申込みに関する
ご案内のメールが届き、HeartOneCardが発行・郵送されます。ご不要の場合は申込者さまにてカード解約手続きをお願いいたします。
7. 本貸室のご契約に至らなかった場合でも、申込書および申込に際して提出いただく付随資料につきましては返却いたしかねます。
8. 申込書の内容は建物所有者に提供することがあります。
9. 申込書記載内容は入居審査・お客さま動向分析・商品開発等の調査分析に使用させていただきます。
10. 個人情報の取り扱いにつきましては、コスモイニシアホームページ上のプライバシーポリシーにて詳細をご確認ください。
<https://www.cigr.co.jp/privacypolicy/index.html>
11. コスモイニシアは以下の点を全て満たすことを確約し、表明いたします。入居申込にあたって、申込者さま、入居予定者さま、緊急連絡先さま、連帯保証人さまが申込時および将来において以下の点を全て満たすことを表明し確約していただきます。万が一いずれかに違反することが判明した場合、契約をお断りさせていただきます。また契約後にあつてはただちに契約解除とさせていただきます。
 - ① 自らが、反社会的勢力ではないこと
 - ② 自らの役員が反社会的勢力ではないこと
 - ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
 - ④ 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア) 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ) 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

駐車場・バイク置場・自転車置場・トランクルームをお申込みの場合

<区画の変更について>

- ・借主の都合による区画の変更をすることはできません。
- 申込区画については事前によくご確認いただきますようお願いいたします。
- ・区画を変更する場合は、契約を解約し新たに希望区画をご契約いただきます。
- 敷金・礼金等が必要な区画の場合、新たにその費用がかかります。

<住戸の契約で保証会社に加入の場合は以下が契約条件となります>

- ①付随区画も住戸と同名義にてお申込みいただきます。
 - ②住戸・付随区画の合計金額に対し保証料が必要となります。
 - ③住戸契約後に付随区画にお申込みの場合は追加保証料が必要となります。
- 金額については請求書発行時にご案内いたします。
- ※付随区画のみを個人名義でご契約いただく場合は保証会社の利用は不要となりますが、住戸の契約が保証会社利用へ変更となる場合、住戸・付随区画合わせて保証会社への加入が必要となります。

<駐車場・バイク置場について>

- ・区画によりサイズが異なります。サイズオーバーの車両はご契約いただけませんのでご注意ください。
- また、あらかじめ**入庫確認**の上でご契約いただきますようお願いいたします。
- ・お申し出いただいた車両以外は駐車いただけません。
- 駐車している車両の変更や車両登録番号（ナンバープレート）変更の際は、事前に弊社へお申し出ください。
- ・車両名義は原則契約者・入居者・勤務先・親族等に限定させていただいております。
- 名義の異なる車両でご契約を希望される場合は事前にご相談ください。

<保管場所使用承諾証明書について>

- ・保管場所使用承諾証明書は有料にて発行させていただいております。
- 必要な際は弊社までご連絡いただきますようお願いいたします。（※物件により管理組合から発行となる場合がございます）
- ①自動車駐車場賃貸借契約書等でご契約駐車場の区画サイズをご確認ください。
- 区画サイズを超える車両に対し、保管場所使用承諾証明書は発行できません。
- ②保管場所使用承諾証明書の発行をご希望の場合、発行手数料として1通3,300円(税込)をお支払いいただきます。
 - ③新車両の車検証を取得後、車検証のコピーおよび弊社指定の車両届をご提出いただきます。
- 車検証に記載の車両サイズがご契約駐車場の区画サイズを超えていることが判明した場合は、**駐車場区画の変更（区画変更に伴う諸費用はお客様負担となります）**
- または**自動車駐車場賃貸借契約を解約**いただくこともありますので、あらかじめご了承ください。
- ④車両サイズが駐車場区画サイズを超えていることにより、自動車駐車場賃貸借契約を解約することになった場合は、契約書に基づいてご解約手続きをいただきます。
- また、すでに発行した保管場所使用承諾証明書の発行手数料については、返金いたしません。
- ⑤保管場所使用承諾証明書に記載する使用期間は自動車駐車場賃貸借契約の契約期間となります。
- 警察署での車庫証明取得申請時点で契約開始日が到来していない場合、申請が受理されない場合がございますのでご注意ください。

2023年1月

当社における個人情報のお取扱いについて

株式会社コスモスイニシア

当社は、お客様のプライバシーを尊重し、個人情報を大切に保護し適正に取扱うことが重要な責務であると考えております。当社では個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、以下に定める通り個人情報を取扱います。

1. 個人情報の取得、利用、提供

個人情報の取得は、適正な手段によって行うとともに、利用目的の公表、通知、明示等を行い、ご本人の同意なく、利用目的の範囲を超えた個人情報の取扱いいたしません。また、個人情報を第三者へ提供・開示等する場合は、法令の定める手続きに則って行います。

2. 当社における個人情報の利用目的について

当社における個人情報の利用目的についてお知らせいたします。

- 不動産(関連する信託受益権などの金融商品等を含みます)の売買、賃貸、これらの仲介・代理、管理、建築物の設計・工事、宿泊サービス並びに宿泊の管理及び仲介、住まいと暮らしにかかわるサービス、保険及び不動産に関するコンサルティング等の取引に関する契約の履行、情報・サービスの提供。
 - 上記の商品・情報・サービスの提供のためのダイレクトメール等の郵便物送付、電子メール配信、電話その他お客様に対する営業活動。
 - 大和ライフネクスト株式会社において取扱う保険代理店業務に関する契約の履行、情報・サービスの提供。
 - バレットクラウド株式会社が提供するアプリサービスへの情報登録並びに同アプリサービスを利用した入居中の連絡、契約更新及び解約に関する手続き、その他それらに付随するサービスの提供。(アプリサービス利用対象物件に限る)
 - お客様の動向分析もしくは商品開発等の調査分析のため。なお、お客様の個人情報を統計的に処理した集約情報を公表させていただく場合がありますが、この内容に個人を識別できる情報は含まれません。
 - その他、法令によって認められる場合やお客様にご了解いただいた利用目的の範囲内で利用いたします。
- なお、情報・サービスの提供はご本人からのお申出がありましたら、取りやめさせていただきます。

3. 個人情報の第三者への提供について

当社が保有するお客様の個人情報については、下記のいずれかに該当する場合を除き、第三者に開示いたしません。また、開示をする場合にも、適切な安全管理の下、必要最小限の範囲で開示いたします。

- お客様の同意がある場合
- 法令により開示することが認められる場合
- 不動産所有者の財産を保護するために下記のような必要がある場合
 - ・当社が建物所有者等から賃借し転貸している不動産で、転借人である契約者・入居者・入居希望者等より所有者の情報開示を求められた場合、または、所有者より転借人である契約者・入居者・入居希望者等の情報開示を求められた場合
 - ・不動産が売却される際に、転借人である契約者・入居者・入居希望者等の個人情報を売買取引関係者(不動産仲介業者、購入検討者、購入予定者)へ提供させていただく場合
- お客様が希望されるサービスを行なうために下記の業者から開示を求められた場合
家賃保証会社・通訳会社・その他上記2.の利用目的の達成に必要な範囲の相手先

4. 委託

お客様の個人情報を取扱う業務の全部または一部を第三者に委託する場合があります。その場合、個人情報の秘密保持についての契約を締結した上で、必要な個人情報のみを開示します。

賃借いただいている不動産の管理のために建物維持管理・修繕等を実施する場合に、委託している管理会社・補修修繕業者等にお客様の個人情報を提供する場合があります。この場合も適切な安全管理の下必要最小限の範囲で開示いたします。

5. 安全管理措置

当社が保有する個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の防止に努め、適切な管理のもとで安全に保管いたします。

6. 法令の遵守

当社が保有する個人情報に関して適用される法令を遵守するとともに、当社内における個人情報の取扱い方法については継続的に見直し、改善に努めてまいります。したがって、プライバシーポリシーの全部または一部を改訂する場合がございます。

最新の情報は、当社のホームページ上の「プライバシーポリシー(個人情報のお取扱いについて)」をご参照ください。

7. 個人情報についてのお問い合わせ相談窓口

当社の個人情報の取扱いに関するお問い合わせは、以下の窓口へご連絡ください。

株式会社コスモスイニシア コスモスホットライン

0120-41-8341 営業時間10:00~16:00 定休日 土・日・祝日(夏季・年末年始休暇有り)

〒108-8416 東京都港区芝5-34-6 新田町ビル7階及び11階

コスモスホットラインお問い合わせページへ

<https://www.cigr.co.jp/form/cigr/hotline/apply.php>

個人情報のお取扱いに関するお問い合わせ受付ページへ

<https://www.cigr.co.jp/contact/personal.html>

個人情報の取扱について

借主様・ご入居者様・連帯保証人様

〒 113-0033
住 所 東京都文京区本郷1-20-9
コハビル4階
社 名 株式会社 エル・イー・オー
(個人情報取扱事業者)
代表者氏名 川村 道雄

当社は、お客さまとの不動産取引による適正な手段で取得した個人情報について、「個人情報保護方針」を定め、その利用方法等について以下のとおりご説明いたします。

1. 個人情報保護の基本方針

当社は、個人情報の保護に関する法令と社会秩序を尊重・遵守し、個人情報の適正な取り扱いと保護に努めます。

2. お客様の個人情報の利用目的

- ① 不動産の賃貸借、仲介、管理等の契約を締結し、契約に基づく役務を提供することに利用します。
- ② 管理が伴う場合には、マンション等の管理組合で締結した管理委託契約業務履行のため利用します。
- ③ 上記、業務に付随する、お客様にとって有用と思われる当社及び提携先のご案内や商品の発送、関連するアフターサービス、また、管理におけるメンテナンス等の業務に関するお知らせ等に利用します。
- ④ 宅地建物取引業法第49条に基づく帳簿及びその資料として保管します。
- ⑤ 下記4記載の第三者に提供します。

3. 当社が保有している個人情報と利用目的

- ① 当社は、当社との不動産取引に伴い賃貸物件の入居希望者様・入居者様、売買物件の申込者様・購入者様、管理もしくは媒介の委託を受けた不動産の所有者その他権利者様から受領した申込書、契約書等に記載された個人情報、その他適正な手段で入手した個人情報を有しています。
- ② お客様との契約の履行、賃貸取引にあつては契約管理、売買取引にあつては契約後の管理・アフターサービス実施のため利用します。
- ③ 当社は、当社の他の不動産物件におけるサービスの紹介並びにお客様にとって有用と思われる当社提携先の商品・サービス等を紹介するためのダイレクトメールの発送等のために、お客様の個人情報のうち住所、氏名、電話番号、メールアドレスの情報を利用させていただきます。このための利用は、お客様からの申し出により取り止めます。

4. 個人情報の第三者への提供

当社が保有する個人情報は、お客様との契約の履行、賃貸取引にあつては契約管理、売買取引にあつては契約後の管理・アフターサービスの実施のため、業務の内容に応じて、氏名、住所、電話番号、生年月日を、書面、郵便物、電話、電子メール等で次の①～⑧記載の第三者に提供されます。なお、お客様からの申出がありましたら、提供は停止いたします。

- ① お客様から委託を受けた事項についての契約の相手方となる者、その見込者。
- ② 契約にかかわる他の宅地建物取引業者。
- ③ 融資等に関する金融機関関係。(入居クレジットなど)
- ④ 対象不動産について管理の必要がある場合における管理業者。
- ⑤ 当社の管理が生じる場合は、重要事項説明書に定める業務委託先及び管理費等引き落としの際の振込先金融機関、管理組合役員。
- ⑥ 入居希望者様の信用照会のための信用情報機関(必要な場合)。
- ⑦ 入居者様が賃料を滞納した場合の請求者。
- ⑧ お客様にとって必要と思われる当社提携先。(建物・室内の修理修繕等の工事メンテナンス業者、損保会社、その他生活関連サービス会社)

5. 個人情報処理の外部委託

当社が保有する個人データの扱いの全部又は一部について外部委託をするときは、必要な契約を締結し、適切な管理・監督を行います。

6. 個人情報の共同利用

お客様の個人情報を共同利用する際には、個人情報保護法に定める別途必要な処置を講じます。

7. 個人情報の開示請求及び訂正、利用の停止等の申出及び取扱いに関する苦情

- ① お客様より、個人情報取扱いに関する各種お問合せ窓口は下記のとおりです。

個人情報取扱責任者 川村 道雄

【各種お問合せ】 電 話： 03-3813-6376 FAX：03-3813-6347

E-Mail: kanri@leo-g.co.jp 担当者：川村 道雄

※個人情報の取扱いに関しては、当社ホームページにも掲載しております。 <http://www.leo-o.jp>

- ② お客様からの開示請求は、場合によりお客様ご本人であることを確認させていただくため、身分証明書等の提示をお願いすることがございます。

開示請求に関しましては、1回の申請ごとに下記手数料が必要となります。

- ・ 手数料：1,000円
- ・ 郵送料：774円(内訳：定形84円、書留480円、本人限定受取郵便210円(2024年2月1日現在・国内郵便の場合) 国外への郵送の場合は、実費をご負担いただきます。